

笠間市告示第99号

平成31年第1回笠間市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成31年2月20日

笠間市長 山口伸樹

1 期 日 平成31年2月27日（水）

2 場 所 笠間市議会議場

平成31年第1回笠間市議会定例会会期日程

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
2月27日	水	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 請願・陳情（付託） 議案上程・提案理由説明 質疑・討論・採決（議案の一部） 補正予算質疑・委員会付託 〔一般質問通告締切（午前中）〕 〔議案質疑通告締切（午後5時）〕
2月28日	木	休 会	議案調査
3月 1日	金	休 会	常任委員会（補正予算審査）
		本会議	会議録署名議員の指名 議案質疑・委員会付託 予算特別委員会の設置・付託 委員長報告・質疑・討論・採決（補正予算） 〔議会運営委員会開催〕
3月 2日	土	休 会	
3月 3日	日	休 会	
3月 4日	月	休 会	常任委員会（総務産業・教育福祉）
3月 5日	火	休 会	常任委員会（建設土木）
3月 6日	水	休 会	予算特別委員会（第1日）
3月 7日	木	休 会	予算特別委員会（第2日）
3月 8日	金	休 会	予算特別委員会（第3日）
3月 9日	土	休 会	
3月10日	日	休 会	
3月11日	月	休 会	議事整理
3月12日	火	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
3月13日	水	休 会	議事整理
3月14日	木	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
3月15日	金	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問 〔討論通告締切（午前中）〕
3月16日	土	休 会	
3月17日	日	休 会	
3月18日	月	本会議	会議録署名議員の指名 各委員会委員長報告 質疑・討論・採決 閉会 〔全員協議会開催〕

平成31年第1回
笠間市議会定例会会議録 第1号

平成31年2月27日 午前10時00分開会

出席議員

議長	22番	飯田正憲君
副議長	13番	石田安夫君
	1番	坂本奈央子君
	2番	安見貴志君
	3番	内桶克之君
	4番	田村幸子君
	5番	益子康子君
	6番	中野英一君
	7番	林田美代子君
	8番	田村泰之君
	9番	村上寿之君
	10番	石井栄君
	11番	小松崎均君
	12番	畑岡洋二君
	14番	藤枝浩君
	15番	西山猛君
	16番	石松俊雄君
	17番	大貫千尋君
	18番	大関久義君
	19番	市村博之君
	20番	小藺江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

なし

出席説明者

市	長	山口伸樹君	
副	市	長	近藤慶一君

教 育 長	今 泉 寛 君
市 長 公 室 長	塩 畑 正 志 君
総 務 部 長	中 村 公 彦 君
市 民 生 活 部 長	石 井 克 佳 君
保 健 福 祉 部 長	下 条 かをる 君
産 業 経 済 部 長	古 谷 茂 則 君
都 市 建 設 部 長	大 森 満 君
上 下 水 道 部 長	市 村 勝 巳 君
市 立 病 院 事 務 局 長	友 水 邦 彦 君
教 育 次 長	小 田 野 恭 子 君
消 防 長	安 達 裕 一 君
笠 間 支 所 長	渡 部 明 君
岩 間 支 所 長	伊 勢 山 裕 君

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	渡 辺 光 司
次 長	堀 越 信 一
次 長 補 佐	若 月 一
係 長	神 長 利 久
主 幹	塩 田 拓 生

議 事 日 程 第 1 号

平成31年2月27日（水曜日）

午 前 10 時 開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 請願陳情について
- 日程第5 施政方針について
- 日程第6 選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第7 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）
- 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）

- 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第8 議案第1号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて
 議案第2号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて
 議案第3号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて
 議案第4号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて
 議案第5号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第9 議案第6号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 日程第10 議案第7号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 議案第8号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 議案第9号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 議案第10号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 議案第11号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 議案第12号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 議案第13号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 議案第14号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 議案第15号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 議案第16号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 議案第17号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 議案第18号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 議案第19号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 議案第20号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 議案第21号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 議案第22号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 議案第23号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 議案第24号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 議案第25号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 日程第11 議案第26号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第27号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第28号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第29号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第30号 笠間市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について

- 日程第16 議案第31号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第32号 笠間市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第33号 笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第34号 笠間市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第35号 笠間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第36号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第37号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第38号 笠間市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理等に関する条例を廃止する条例について
- 日程第24 議案第39号 笠間市生涯学習振興基金条例を廃止する条例について
- 日程第25 議案第40号 笠間市自転車の安全利用に関する条例について
- 日程第26 議案第41号 笠間市森林環境整備基金条例について
- 日程第27 議案第42号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 日程第28 議案第43号 平成30年度笠間市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第44号 平成30年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第45号 平成30年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第46号 平成30年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第47号 平成30年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第48号 平成30年度笠間市立病院事業会計補正予算（第3号）
- 議案第49号 平成30年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第50号 平成30年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第51号 平成30年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第52号 平成31年度笠間市一般会計予算
- 議案第53号 平成31年度笠間市国民健康保険特別会計予算
- 議案第54号 平成31年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第55号 平成31年度笠間市介護保険特別会計予算
- 議案第56号 平成31年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
- 議案第57号 平成31年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算

議案第58号 平成31年度笠間市立病院事業会計予算

議案第59号 平成31年度笠間市水道事業会計予算

議案第60号 平成31年度笠間市工業用水道事業会計予算

議案第61号 平成31年度笠間市公共下水道事業会計予算

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 請願陳情について

日程第5 施政方針について

日程第6 選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

日程第7 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）

日程第8 議案第1号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて

議案第2号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて

議案第3号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて

議案第4号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて

議案第5号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて

日程第9 議案第6号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

日程第10 議案第7号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

議案第8号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

議案第9号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

議案第10号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

議案第11号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

議案第12号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

議案第13号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

議案第14号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

議案第15号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

議案第16号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

議案第17号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

- 議案第18号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 議案第19号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 議案第20号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 議案第21号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 議案第22号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 議案第23号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 議案第24号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 議案第25号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 日程第11 議案第26号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程第12 議案第27号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関
する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第28号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につい
て
- 日程第14 議案第29号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
について
- 日程第15 議案第30号 笠間市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例につい
て
- 日程第16 議案第31号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に
関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に
関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第32号 笠間市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術
管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第33号 笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部
を改正する条例について
- 日程第19 議案第34号 笠間市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
について
- 日程第20 議案第35号 笠間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第36号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第37号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例につ
いて
- 日程第23 議案第38号 笠間市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理等に関する条
例を廃止する条例について
- 日程第24 議案第39号 笠間市生涯学習振興基金条例を廃止する条例について

- 日程第25 議案第40号 笠間市自転車の安全利用に関する条例について
- 日程第26 議案第41号 笠間市森林環境整備基金条例について
- 日程第27 議案第42号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 日程第28 議案第43号 平成30年度笠間市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第44号 平成30年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第45号 平成30年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第46号 平成30年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第47号 平成30年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第48号 平成30年度笠間市立病院事業会計補正予算（第3号）
- 議案第49号 平成30年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第50号 平成30年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第51号 平成30年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第52号 平成31年度笠間市一般会計予算
- 議案第53号 平成31年度笠間市国民健康保険特別会計予算
- 議案第54号 平成31年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第55号 平成31年度笠間市介護保険特別会計予算
- 議案第56号 平成31年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
- 議案第57号 平成31年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第58号 平成31年度笠間市立病院事業会計予算
- 議案第59号 平成31年度笠間市水道事業会計予算
- 議案第60号 平成31年度笠間市工業用水道事業会計予算
- 議案第61号 平成31年度笠間市公共下水道事業会計予算

午前10時00分開会

開会の宣告

○議長（飯田正憲君） 皆さん、おはようございます。

ご報告申し上げます。ただいまの出席議員は21名でございます。大貫千尋君がおくられて来るそうでございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成31年第1回笠間市議会定例会を開会いたします。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりでございます。

議事日程の報告

○議長（飯田正憲君） 日程について、ご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程表のとおりといたします。

ご報告いたします。本日、執行部より写真撮影の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（飯田正憲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、3番内桶克之君、4番田村幸子君を指名いたします。

会期の決定について

○議長（飯田正憲君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期等につきましては、去る2月20日、議会運営委員会においてご審議をいただいております。ここで議会運営委員会委員長からご報告願います。

委員長畑岡洋二君。

〔議会運営委員長 畑岡洋二君登壇〕

○議会運営委員長（畑岡洋二君） 議会運営委員会から会議の報告をいたします。

当委員会は、2月20日に平成31年第1回笠間市議会定例会の会期日程等について協議をいたしました。

会期につきましては、資料のとおり、2月27日から3月18日までの20日間といたします。

初日の2月27日は、会期の決定、請願・陳情の付託、議案の説明を受けた後、議案などの一部につきましては、質疑、討論、採決を行います。

また、平成30年度の補正予算につきましては、質疑を受けた後、各常任委員会へ付託となります。

なお、一般質問通告の締め切りは本日の午前中まで、議案質疑の通告締め切りは、本日の午後5時までとさせていただきます。

28日は、議案調査のため休会といたします。

3月1日は、午前10時から各常任委員会を開会し、付託された補正予算の審議を行い、午後2時から本会議を開会し、各常任委員長から審査の経過・結果の報告を受け、質疑、討論、採決を行います。

また、議案に対する質疑を行い、所管の常任委員会に付託した後、平成31年度当初予算の審査のため、予算特別委員会を設置し、予算特別委員会に付託いたします。

3月4日、5日は、付託されました議案の審査のため、常任委員会を開催いたします。

6日、7日及び8日の3日間で予算特別委員会を開催いたします。

一般質問は、12日、14日及び15日の3日間でを行います。

なお、討論通告の締め切りは、15日の午前中とさせていただきます。

最終日の18日は、常任委員会及び予算特別委員会に付託された議案等の審査結果を各委員長から報告を受けた後、質疑、討論、採決を行い終了といたします。

以上、報告いたします。

○議長（飯田正憲君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日2月27日から3月18日までの20日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から3月18日までの20日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、ただいま委員長から報告がありましたように、会期日程表のとおりでありますので、ご了承願います。

諸般の報告について

○議長（飯田正憲君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

市長より、法令等に基づく報告事項として、地方自治法第180条第2項の規定による専決処分の報告がありました。

資料配付によって報告にかえることをご了承願います。

請願陳情について

○議長（飯田正憲君） 日程第4、請願陳情についてを議題といたします。

今期定例会に提出された請願陳情につきましては、資料のとおりでございます。請願陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

施政方針について

○議長（飯田正憲君） 日程第5、施政方針について、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 平成31年度の一般会計をはじめ、各特別会計、企業会計予算及び関係諸議案のご審議をお願いするに当たり、私の市政についての方針を述べさせていただきます。

本年4月30日に平成という時代が幕を下ろします。今月24日には、政府主催の「天皇陛下御在位30年記念式典」が挙行されました。謹んで、心からお祝い申し上げます。平成という時代には、東日本大震災をはじめ、大きな自然災害もございました。また、世界でも類を見ないほどの速さで進む人口減少と少子高齢化など、我が国における大きな転換期とも言える時代でありました。このような急激な人口減少・少子高齢化の進展により、地方においては、地域コミュニティの存続危機、若者の減少による地域産業の担い手や、後継者の不足などといった、これまで経験しなかった新たな課題も生まれております。しかし、いつの時代にあっても、日本人は力を合わせ、知恵を絞って互いに支え合い、困難を乗り越えてまいりました。

一方で、平成という時代は、科学技術の目覚ましい成長、インフラ・物流等の飛躍的な発展により我々の暮らしは豊かになりました。特に、情報通信技術の革新は目覚ましく、今ではどこにいてもスマートフォンを活用し、ほしいものを手に入れることができます。平成が始まったころには夢と思われていたことが、この30年ほどの間で当たり前のこととして存在しています。

昨年、平町に在住する書道家の米川香庵先生から、市内の小中学校、こども園等に書の寄贈をいただき、その中の一つの作品が市長室の前に飾られています。その作品は中国最古の書体で力強く「夢」という字が書かれております。

平成という時代は、まさに「夢」という言葉の持つ明るさ、人が夢をかなえようと思う気持ちの強さ、そして、夢をかなえるために発揮する力のすばらしさを感じることができた時代であったと思います。

今、市政のかじ取りを担う我々の使命は、次の世代に負の遺産を残さず、「夢」を実現するための基盤づくりを進めることでもあります。これまでの慣行、既存の概念などにとらわれず、真に必要とされる施策に財源を充ててまいります。

子どもから若者、高齢者、そして、外国人、LGBTなど、世代、人種、性別にかかわらず、「自分の持つ能力が発揮できるまち」を目指し、地域の皆さんの力を集結しながら、新たな時代に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、予算編成方針及び重要事務事業について説明を申し上げます。

まず、歳入についてでございますが、経済状況の好転や償却資産等の増加により、市税全体では増収となる見込みであります。

地方交付税については、地方財政計画における地方交付税総額が若干の増となっております。

ますが、合併特例加算の段階的削減や、市税の伸び等のこれまでの実績を踏まえ、前年同額で見込んでおります。

歳出につきましては、障害者自立支援給付など社会保障関係経費や公債費の増加を見込んでおります。また、公共施設の維持・更新等に多額の経費が必要となってくることから、財政状況は依然として厳しい状況となっております。

このようなことから、予算編成の基本的な考え方として、限られた貴重な財源を有効活用するため、必要性が高い事業に重点を置いた予算とすることを掲げ、「ライフステージに応じた笠間暮らしの構築」を重点課題として設定し、笠間市第2次総合計画と笠間市創生総合戦略に即した75事業を重要事務事業といたしました。

また、効率的で実効性の高い行政運営のため、25事業の廃止・統合、27事業の見直し、6事業の外部委託など、ビルド・アンド・スクラップを図りながら、様々な課題に対する新たな取組みを積極的に進めることにしました。

これらの結果、平成31年度の一般会計予算は総額307億7,000万円で、前年度と比較しますと、12億2,000万円、率にして4.1%の増となります。

特別会計予算については、国民健康保険特別会計をはじめとする5会計で、予算総額は158億1,100万円であります。

また、企業会計予算については、病院事業会計をはじめとする4会計で、予算総額は73億4,292万5,000円であります。

なお、一般会計予算、特別会計予算及び企業会計予算を合わせた本市の平成31年度の予算総額は539億2,392万5,000円で、今年度と比較すると13億994万9,000円、率にして2.5%の増となります。

次に、平成31年度の主要施策の概要について、笠間市第2次総合計画に掲げる七つの施策の柱に沿って述べさせていただきます。

初めに、都市基盤の整備に関する取り組みについてであります。人口の急激な減少と少子高齢化が進む社会において、将来にわたり持続可能なまちをつくるのが大きな課題となっています。このことから、土地利用構想の中で「集めるための土地利用」、「つなぐための土地利用」、「魅力を高めるための土地利用」の三つの土地利用方針を掲げており、都市機能の集約と連携による都市づくり、いわゆる「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造を目指す立地適正化計画を策定してまいります。また、魅力あるまちづくりのため、地域の景観保全と景観まちづくりを推進する景観計画の策定を進めてまいります。

良好な景観保持や災害時の倒壊防止を目的に進めている道路の無電柱化については、友部駅前から筑波銀行交差点までの区間において、県事業として現地測量などを進めてまいりました。引き続き、来年度は詳細設計を実施する予定となっております。

本市の新たな交通・産業・観光の拠点となる道の駅については、地域の新鮮な農産物が

買える直売所や、24時間営業のコンビニを併設した施設として、2021年秋のオープンを目標に整備を進めております。今後は、基本構想・基本計画を踏まえた各設計業務、用地買収、駐車場の造成工事などを実施してまいります。

畜産試験場跡地については、北西側の約3.1ヘクタールを市民の憩いの場となる多目的広場として活用するため、実施設計や進入道路の整備など供用開始に向けた取り組みを進めてまいります。

常磐高速道路の岩間インターチェンジに隣接する安居地域において、交通の利便性を生かした企業誘致や土地利用を促進するため、道路や排水施設などの基盤整備を進めてまいります。地権者会の設立、基盤整備に向けた設計及び測量などを実施してまいります。

空き家対策については、昨年、県内初となる不在者財産管理人制度や、老朽危険空家に対する行政代執行などの先進的な取り組みを実施してまいりました。また、利活用促進においても、「空家・空地バンク」の成約件数が1月末時点で75件と県内トップであります。平成31年度は、空家政策部門を都市計画課内に移動させ、立地適正化計画の策定と合わせ、空家の発生抑制とストックの有効活用を図るためのさらなる取り組みを進めてまいります。

デマンドタクシーかさまについては、運行上の課題の一つであった乗り継ぎの解消と待ち時間の解消のためエリアの見直しを行い、昨年より試験運行を実施してまいりましたが、平成31年度中の本格導入を目指してまいります。また、土曜日運行やエリアの見直しなどに伴い、今後の運行コストの増加も見込まれることから、これまで行ってこなかった乗車料金の見直しの検討も進めてまいります。

次に、道路等のインフラ整備についてでございます。これまで整備を進めてまいりました国道355号笠間バイパスについては、茨城国体開催前に全線供用開始される予定であります。一般県道平友部停車場線については、JR常磐線の跨線橋からこころの医療センターまでを県事業として整備しており、今年度末までにその約6割の区間が終了する見込みで、残りの区間についても用地の取得等を進めている状況でございます。市としても市道との交差点区間となる清浦歯科付近の用地取得を進めるなど、早期完成を目指してまいります。一般県道上吉影岩間線については、JR常磐線「堅倉街道踏切」の拡幅計画を県とともに進めてきた結果、地権者からの協力が得られましたので、道路及び踏切の拡幅工事を実施してまいります。

生活を支える幹線道路の整備に関しましては、来栖本戸線、南友部平町線、市道(友)2級5号線などの路線について、国の交付金を活用しながら整備を進めてまいります。また、生活道路の整備につきましては、各行政区からの要望に基づき、優先度の高い路線から計画的に整備を進めてまいります。

道路の維持管理についてでございますが、岩間地区において道路管理業務を民間事業者へ包括委託することにより、事務の省力化、コスト削減を図るための取り組みを試行的に進めてまいります。

上下水道についてであります。水道事業に関しては、3市町の合併に伴い、平成22年度に創設認可の許可を得て事業運営しているところでございますが、合併から10年余経過し、人口減少、施設の老朽化など水道事業を取巻く環境は大きく変化しておりますので、このような変化に対応すべく、新たな「水道事業基本計画」を策定してまいります。公共下水道事業に関しては、昨年4月1日より地方公営企業法の適用となりました。企業として独立採算制を重視する立場から、経営状況を市民に明らかにするとともに、使用料の適正化、合理的な施設の維持管理手法などの検討を進め、経営の健全化に努めてまいります。また、浄化センターともべについてですが、茨城中央工業団地（笠間地区）の企業誘致による流入水量の増加に対応するため、水処理施設を増設し処理能力の向上を図ってまいります。農業集落排水事業に関しては、供用開始区域の加入促進を図るとともに、友部北部Ⅱ期地区内の管路整備を2020年度の完成を目標に実施してまいります。また、公共下水道や農業集落排水の実施地区以外の申請者に対しては、合併浄化槽の設置に関する補助を引き続き実施してまいります。

次に、生活環境の整備に関する取り組みについてですが、まず、災害時における備えについて、近年頻発する大雨や地震などの自然災害から市民の生命・財産を守るための防災対策を強化するとともに、災害発生時における停電対策として拠点避難所2カ所に太陽光発電街路灯を整備します。また、大規模災害により発生した災害廃棄物について、適正かつ迅速に処理するための災害廃棄物処理基本計画を策定してまいります。

地域防災活動の核となる自主防災組織については、1月末現在で146団体が設立し、組織率は61.19%という状況でございます。まだまだ住民意識の向上が必要であります。未結成の地区に対し、区長等を通じ組織結成を促してまいります。防災の関する一定の知識・技能を有する防災士については、1月末現在で87名が資格を取得しておりますが、地域防災力のさらなる強化のため、防災士の資格取得と連絡協議会の結成を促してまいります。

防災行政無線については、アナログ式防災無線の使用期限が2022年11月末までと決められていることから、防災無線のデジタル化に向けた実施設計に着手いたします。

原子力災害への備えについては、内閣府や茨城県などとの協議を重ね、「笠間市原子力災害広域避難計画」の実効性をより高めていくとともに、栃木県内の避難先となる5自治体、茨城県、関係団体との連携による避難訓練を実施したいと考えております。

次に、消防・救急体制の充実に関しては、老朽化が進んでいる友部消防署、岩間消防署の施設のあり方や、人員、車両の適正配置を行うため、外部の有識者等を含めた検討委員会を設置してまいります。また、笠間市、水戸市など県央地域7自治体による消防の広域化については、引き続き協議を進めてまいります。

消防団については、昨年4月1日より33個分団に統合再編し、新たな体制となりました。今後は、消防ポンプ自動車や詰所の更新等を定期的に行うなど、非常備消防の充実強化を図ってまいるとともに、団員確保のために、市内事業者に協力いただきながら消防団員へ

の優遇制度などを構築してまいります。

防犯体制の強化に関して、昨年の市内における刑法犯罪件数は543件で、前年より35件増加している状況にあります。対策として、犯罪の抑止効果を高めるための防犯カメラを市内38カ所に76台設置しております。さらに、防犯連絡員等との連携を図りながら、犯罪の未然防止に取り組んでまいります。

交通安全対策に関しては、昨年の市内における交通事故発生件数は250件で、前年より10件減少しておりますが、死者数は6人と昨年より3人多い状況にあります。特に、自転車が関連した事故がふえており、また、全国的には加害者となって高額な賠償責任を負う事例なども見られます。このことから、今議会に「笠間市自転車の安全利用に関する条例」を提出し、身近な交通手段である自転車の安全、かつ適正な利用を推進するとともに、自転車利用者の損害賠償保険への加入の義務化なども図ってまいります。

消費者行政に関してですが、笠間市消費生活センターへの相談件数は1月末で539件となっており、前年より170件増加しています。主に高齢者を狙った架空請求詐欺等の手口が複雑化しておりますので、高齢者クラブ等への振り込み詐欺防止の啓発を図るなど、消費者の方々への情報提供、啓発活動を継続して実施し、消費者トラブルの未然防止、早期解決を図ってまいります。

一般廃棄物処理に関してでございますが、一般廃棄物処理基本計画に基づき、市内2カ所で行っているごみ処理体制の統一に向けた検討を進め、さらに、ごみの分別区分のあり方、処理手数料の見直し等についても検討してまいります。

次に、健康増進・福祉の充実に関する取り組みであります。安心して子どもを産み、育てることができる社会を実現するため、2020年度からの5カ年の計画書として「笠間市第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定してまいります。

妊娠する前の段階から自身の健康をケアするための「プレコンセプションケア事業」を市立病院と保健センターの連携事業として実施してまいります。この事業は、子どもを産み育てる世代を中心に、各検査のデータを基にした医師や保健師等からの助言、指導により、将来の妊娠に備えての健康維持、そして出産の正しい知識を醸成し、安心した出産や育児などの一助とするためのものであります。

任意予防接種となっているロタウイルス・おたふくかぜ・風疹については、接種費用の助成事業を行います。ロタウイルス・おたふくかぜについては乳幼児、風疹については妊娠を希望している夫婦や妊娠している女性の配偶者を対象といたします。

在宅での子育てに対する支援策として、家庭でゼロ歳児から2歳児の子育てをしている保護者のリフレッシュを図ることを目的に、笠間キッズ館を会場として、ヨガやフラワーアレンジメント、ネイルアートなど、気軽に参加できる託児つきの講座を開催してまいります。

県営福原住宅の入居率が低い状況にありますので、市営・県営住宅を「子育て支援住宅」

として活用します。入居している子育て世帯への交付金の支給や、集会所を利用した学習支援教室などを開催することで、既存の公営住宅を有効活用した新たな子育て支援策に取り組んでまいります。

4月から「かさまこども園」と「いなだこども園」は、学校法人大成学園が管理・運営を行う「公私連携幼保連携型認定こども園」となります。民間の持つノウハウを活かした特色ある運営により、さらなる教育・保育の充実を図ってまいります。

保育の待機児童対策についてですが、2月時点において、一つの保育施設で2人の待機児童がいます。来年度は三つの民間保育施設で39名の受け入れ枠を拡充することにより、待機児童の解消に努めてまいります。

また、全国的な課題となっている保育士不足への対応については、市内の民間保育園・認定こども園等で、正職員として新規採用された保育士等に対する就労支援金を創設し、保育士等の確保を図ってまいります。

放課後児童クラブについてですが、利用者の受け皿の拡充のため、稲田小児童クラブのクラス数を現在の1クラスから2クラスに増設します。また、4月から岩間地区内に民間児童クラブが開所しますので、運営等に対する支援を行ってまいります。

次に、地域福祉に関しては、地域に潜在するひきこもりの実態調査を行い、早期の自立に向けた支援につなげてまいります。また、さまざまな悩みや問題を抱える方々が必要な支援が受けられるよう、自殺対策の強化を図ってまいります。

発達の気になる子どもに対しては、保健・教育・福祉の3分野が連携し、ライフステージに応じ、必要な支援が切れ目なく受けられる体制づくりに取り組んでまいります。子どもの発達に不安を抱える保護者が地域で相談でき、早期に適切な療育支援につなげるため、各種施設や専門機関と連携した支援拠点となる「児童発達支援センター」を早期に整備してまいります。

児童虐待が大きな社会問題となっております。虐待が疑われる事案については「要保護児童対策地域協議会」におけるケース会議で協議し、学校や警察、児童相談所などの関係機関と連携を図りながら対応しております。子どもの命を守るため、これら関係機関とのさらなる連携を図りながら、児童虐待防止のための取り組みを進めてまいります。

高齢者福祉に関しては、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすことができる「地域包括ケアシステム体制づくり」の取り組みを進めてまいります。また、終末期における支援が課題になっておりますので、財産管理など人生の終末期への備えのため「成年後見制度」の利用促進を図るとともに、医療・介護のあり方について専門職を対象とした研修等を実施し、高齢者からの相談・支援体制の強化に取り組んでまいります。

認知症対策についてですが、健康診断のデータなどを有効活用し、壮年期からの認知症予防とリスクに対する意識づけを進めるとともに、軽度認知症障害状態からの重度化防止や介護予防のためのメニューを充実させてまいります。また、徘徊のリスクを抱える高齢者

本人や家族の支援のため、本人の居場所を特定するためのGPS器機の貸与や、市内の協力事業者などと連携した徘徊声かけ模擬訓練を実施してまいります。

市立病院では、訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーションなど在宅医療の充実を図るとともに、人間ドック、レスパイト入院、市内医療機関からの入院などを積極的に受け入れ、病院経営の充実を図ってまいります。本年1月から病棟の一部を地域包括ケア病床にいたしました。地域包括ケア病床では、これまで以上にリハビリテーション機能を充実させ、在宅復帰に備えた切れ目のないケアを実施してまいります。また、市立病院の患者の多くが高齢であり、筋肉、関節などの運動器の診察において、今まで以上に専門的知識を有する医師の診断も必要であることから、この4月から整形外科の専門医を招へいし、外来入院診療の充実なども図ってまいります。

国保制度は昨年の法改正により県が財政運営の主体となりました。健康づくりの意識づけや、医療費の25%を占めている生活習慣病予防などの取り組みを進め、市民の健康増進と医療費の適正化を図ってまいります。

また、医療福祉制度につきましては、4月から茨城県が精神障害者保健福祉手帳1級所持者を助成対象に加えることから、本市においても同様に助成対象者の範囲を拡充してまいります。

次に、産業の振興に関する取り組みについてであります。

まず、企業誘致については、昨年、茨城中央工業団地（笠間地区）に株式会社トンボとタカノフーズ関東株式会社の立地が決定し、操業開始に向けて準備を進めているところであります。茨城中央工業団地（笠間地区）については、昨年価格を引き下げたことで多くの企業から問い合わせがあり、現在も数社と具体的な話を進めている状況であります。畜産試験場跡地などを含め、今後も事業用地の積極的なPRを図ってまいります。

次に、農業に関してですが、農業を支える担い手の確保が重要な課題となっております。今年度、小原地区の水稲農家で第三者への事業承継がされ、また、来年度は泉地区での梨農家で第三者承継が予定されています。地域農業の中心経営体となる認定農業者や認定新規就農者などに対する研修費、機械・施設の整備費等への支援を行うことにより、さらなる担い手の確保・育成に努めてまいります。

土地改良事業については、「石井・来栖・稲田地区」、「大淵地区」、「南友部地区」の新たな整備と、「押辺・安居地区」、「上郷地区」の再整備を、新たに創設された農地中間管理機構関連整備事業などを活用し推進してまいります。

笠間の栗の振興についてですが、新たな事業として栗の苗木に対する補助を行います。これは、笠間市果樹産地構造改革計画に挙げた品種の苗木によって、一定規模以上の改植に取り組む農家に対し補助金を交付するものであります。また、栗畑を10アール以上規模拡大する農家に対して、拡大規模や整備内容に応じた補助金も引き続き交付するとともに、この事業と連携して栗生産にかかわる作業員を雇用した場合、その賃金の一部を補助する

ことでさらなる栗の圃場拡大と生産振興を図ってまいります。管理が行き届かない栗畑や遊休地などを借り上げ、栗の生産拡大と品種、サイズ別出荷を推進するための「遊休農地等を活用した笠間の栗生産拡大事業」については、東京に本社を置く二つの企業からの企業版ふるさと納税制度を活用し事業を進めてまいり、3年間で16.6ヘクタールの圃場の拡大、17トンの収穫量の増加につながっております。来年度も企業のご協力をいただき、さらなる栗の生産拡大を図ってまいります。かさま新栗まつりについては、昨年会場を笠間芸術の森公園に変更し、前の年を2万4,000人ほど上回る7万1,000人の方にご来場いただきました。より多くの集客が期待できるイベントでありますので、実行委員会に対する支援などを行いながら、栗農家や加工業者など100店舗の出店を目指し、さらなる内容の充実と、出店者の売上拡大を図ってまいります。

有害鳥獣対策についてですが、イノシシによる農業被害がふえる中、電気柵等の設置に対する補助を継続するとともに、本市の先駆的な取り組みである地域住民参加型鳥獣被害対策として、地域住民が組織した団体による、わなの設置・見回り、捕獲後の処理等に係る支援に厚みを加えてまいります。また、県と連携し、センサーカメラやICT機器を活用した捕獲わなを設置するなど、イノシシ被害の軽減に取り組んでまいります。

次に、商工業に関してですが、中小企業の経営者や小規模事業者の高齢化が進んでおり、事業承継が大きな課題になっています。昨年、市内の実態調査をしたところ、「後継者がいない」、「廃業を予定している」と回答した事業者が約4割を占めることがわかりました。事業承継に関するセミナーや、事業者に対する個別調査を実施することなどにより、事業承継に対する意識を高めてまいります。

市内企業における人材の確保についてですが、笠間管内の有効求人倍率が平均1.09と高水準で推移する中で、中小企業においては職員の採用が困難となっている状況にあります。

市内企業の雇用促進を図るため、高校生や大学生などが市内企業でインターンシップを行うためのマッチングサイトの運営を行ってまいります。これまで大学3・4年生の6名が3社でインターンシップを実施しております。また、学生に市内企業を紹介する場として、常磐大学と筑波学院大学を会場としたマッチングフェアや、高校1年生を対象とした体験バスツアーを開催し、計38名の学生に参加いただきました。昨年10月には地域交流センターともべで就職面接会を開催し、18名の参加をいただいております。これらの事業は市内企業と学生を結ぶ貴重な機会となっておりますので継続して実施してまいります。

笠間焼の振興についてでございますが、ニューヨークにおける笠間焼展覧会や、タイとの陶芸を通じた交流など、海外への販路拡大の取り組みを意欲ある作家とともに、県、ジェトロなどと協力しながら進めてまいります。

建設業の振興のため、昨年、笠間市建設業振興補助金を創設し、商工会を通じたリフォーム補助を行った結果、これまでに46件のご利用をいただいております。リフォーム関連工事の需要を掘り起こし、建設施工業者の受注機会の拡大を図る意味からも重要な事業で

ありますので引き続き実施してまいります。なお、10月に消費税率の引き上げが予定されていますので、増税前の需要拡大に対応してまいります。

次に、観光政策に関してですが、これまでの「かさま観光大使」や「観光案内所」の事業を見直し、より専門性が高く、率先して観光PRを行う人材の育成や、市民や市内事業者を対象とした観光講座などの活動を行う「かさまコンシェルジュ事業」を新たに実施してまいります。

国際観光戦略についてですが、訪日外国人の受け入れについて、政府は2020年までに4,000万人を目指すという目標を掲げ、受け入れ環境のさらなる整備を進めることとしております。このことから、本市においても、引き続き訪日外国人をターゲットとした国際観光戦略を進めてまいりたいと考えております。特に、昨年8月に開設した笠間台湾交流事務所との連携による台湾からのインバウンドの促進や、教育旅行の受け入れ、また、昨年連携協定を結んだ株式会社昭文社と株式会社オマツリジャパンとの協力を図りながら、本市の観光資源やイベント情報などを広く発信し、外国人観光客の受け入れの拡大を図ってまいります。

観光施設の整備についてであります。 「つつじまつり」の会場となる笠間つつじ公園については、この4月から年間を通じた利活用の促進を図るため、笠間観光協会を指定管理者として管理運営を行ってまいります。通年での公園の利活用とつつじの植栽管理を一体的に進めることで、指定管理としての成果を期待するものであります。

次に、教育・文化・スポーツの振興に関する取り組みについてですが、学校教育に関しては、児童・生徒の学力向上のため、さらなる取り組みを進めてまいります。ここ数年、全国学力調査などで課題の見られる算数・数学の学力向上に向けて、支援講師の配置や教員の指導力向上のため研修会を実施するとともに、インターネットを活用した個別学習ドリルを導入し、確かな学力の定着に努めてまいります。

英語教育については、引き続き英語指導助手を全校に配置し、社会のグローバル化に対応できるコミュニケーション能力の向上に取り組んでまいります。なお、昨年10月に県内の全公立中学校の2年生を対象に、茨城県が実施した英語のコミュニケーション能力を測定するためのテスト(GTEC)の結果によりますと、本市の生徒の成績は平均54.8点で、県平均の47.4点を7.4ポイント上回っており、着実に成果が出ているところであります。

特別支援教育については、障がいのある子どもとその保護者に対する相談・支援体制のさらなる充実を図るとともに、引き続き就学前教育アドバイザーを配置し、保育園、こども園等と小学校との相互理解と円滑な連携接続を進めてまいります。

いじめや不登校、問題行動など、子どもたちの多様な課題に対応するため、スクールソーシャルワーカーの配置を継続し、学校と家庭、関係機関との連携強化に取り組んでまいります。

学校施設の整備についてですが、中学校の普通教室と特別教室へのエアコン設置工事を

ことしの夏に向けて進めるとともに、みなみ学園義務教育学校の増築・改修工事を2カ年かけて進めるとともに、友部第二中学校校舎の老朽化改修工事を実施してまいります。小中学校のトイレの洋式化については、児童生徒のライフスタイルの変化や避難所としての役割強化をするため、年次計画を見直し優先的に整備することとして、未整備であった岩間第二小学校、北川根小学校、友部小学校のトイレ改修工事の実設計画を進めてまいります。

次に、文化・生涯学習の振興についてであります。

15年間にわたり実施してきた「茨城国際音楽アカデミー in かさま」は、本年3月の開催をもって事業を終了いたします。来年度は「かさま音楽フェスタ～奏～」として、市民のためのクラシックコンサートを中心に、子どもたちが音楽のすばらしさを体験するためのキッズコンサート、誰もが気軽に音楽を楽しむことができる街角コンサートなど、これまでとは形を変えて音楽による街づくりを進めてまいります。

笠間城跡保存整備調査事業につきましては、これまでに行ってきた測量成果に基づく現地踏査を実施し、今後の詳細調査のための実施計画を策定してまいります。また、調査の成果及び進捗状況については、笠間歴史フォーラム、かさま歴史交流館井筒屋2階の歴史展示コーナー、市のホームページ等で報告してまいります。

筑波海軍航空隊記念館については、昨年12月に市指定史跡となった旧司令部庁舎の公開に向けた整備を進めてまいります。また、各家庭等に收藏され、埋もれたままになっている貴重な資料等の収集、整理などにも取り組んでまいります。

市立図書館については、貸出数が人口8万人未満の市区の公立図書館で6年連続全国1位となりました。また、笠間図書館については、現在照明のLED化工事を行っており、来月8日から開館する予定であります。利用者のニーズを積極的に取り入れながら、引き続き日本一の図書館を目指してまいります。

次に、スポーツの振興についてですが、本年は第74回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」が開催されます。大会期間中の9月から10月にかけて、本市では「軟式野球」、「クレー射撃」、「ゴルフ（女子・少年男子）」の三つの正式競技と、会期前の8月にはデモンストラーションスポーツの「合気道」が開催されます。大会の成功に向け、職員総動員体制で準備、運営を進めるとともに、より多くの市民の方が大会に関心を持ち、選手を応援していただけるよう、積極的なPRを図ってまいります。

東京オリンピックの開催まで、あと1年5カ月となりました。本市出身のアスリートの活躍も期待されますので、市民の皆さんとともに応援をし、東京オリンピック・パラリンピックを盛り上げてまいります。なお、その一環として、来月23日に本市出身者や、本市とゆかりのあるオリンピックと、元NHKのオリンピック実況アナウンサーを呼んだトークショーを実施する予定でございます。これまでホストタウンとして交流を続けてきたタイ、エチオピア、台湾からのオリンピック選手団の事前・事後キャンプの誘致や、選手と

の交流活動などを積極的に進めてまいります。さらに、東京オリンピック・パラリンピックを契機とした国際交流の推進のため、エチオピアからのスポーツ国際交流員を招へいし、中学校等での部活動指導や、学校教育の中で相手国の文化を知る学習なども取り入れてまいりますと考えています。

次に、活力ある地域づくりに関する取り組みについてですが、生涯活躍のまち（笠間版CCRC）の構築につきましては、居住施設の整備に向けて、事業候補者とともに具体的な事業に着手してまいります。また、日々の暮らしの支援を行う生活支援組織の設置に向けた取り組みもあわせて進めてまいります

定住・移住の推進に関してですが、これまで移住体験ツアーや、空き家を活用した短期移住体験などを実施してまいりました。今年度は合わせて65の方が利用し、うち4人の移住につながっております。来年度は、新たな取り組みとして、移住希望者に本市のよさをもっと知ってもらえるように、地域の方々に協力をいただきながら、農業や陶芸などの体験活動を移住体験のメニューに取り入れてまいります。

女性活躍推進事業については、年齢、性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、その多様性を認め合い、誰もが平等に活躍できる社会の実現を目指すための「多様な生き方支援事業」として進めてまいります。また、妊娠・出産・子育てという女性のライフステージの中での多様な働き方を推進するため、昨年10月に連携協定を締結したNPO法人子連れスタイル推進協会と協力しながら、新たな働き方の一つである「子連れ出勤」について、市内企業などに取り組みの輪を広げてまいります。

国際化の推進についてですが、この4月から新たな資格での外国人労働者の受け入れが始まります。今後増加が見込まれる外国人と地域の方との共生が図られるよう外国人相談窓口の設置を進めてまいります。

次に、効率的・効果的な自治体運営に関する取り組みについてですが、これまでも笠間市行財政改革大綱に基づき、効率的な事務執行、事業費の削減等に努めてまいりました。しかしながら、持続性のある行政サービスを提供していくためには、住民の方に対しても一定の負担や、我慢をお願いすることも必要となってまいります。休日夜間の窓口延長サービスの見直しなどを進め、限られた人員と財源の中で、効果的な自治体運営に取り組んでまいります。

職員の働き方改革についてですが、この4月から時間外労働規制が施行され、原則として月45時間、年間360時間が時間外勤務の上限となります。これまで以上に事務執行の効率化を図り、職員の働き方改革に取り組んでまいります。

また、職員の資質の向上が重要でありますので、市の運営を担う人材としてのあるべき姿を示した「笠間市職員人材育成基本方針」について、時代に即した内容の見直しを行ってまいります。

行政運営に欠かすことのできない税収の確保についてですが、これまでの口座振替、コ

コンビニ納付、郵便局納付などの納付方法に加え、この4月からスマートフォンを用いた電子マネーによるスマホ決済収納という新たな方法を導入いたします。これにより、納税者は自宅にいながらスマートフォンなどを使って手軽に納税手続が進められるようになり、収納率の向上にもつながります。

ふるさとづくり寄附金制度についてですが、今月22日現在の納税額は5,641万円で、昨年と比較すると約3倍にふえている状況でございます。返礼品に関して、これまで人気のあった栗の数量確保のための先行予約制度などを取り入れたことなどが効果の要因の一つであると考えております。皆さんからいただいた寄附は元気かさま応援基金に積み立て、地域活性化事業などに生かしてまいります。

市役所庁舎の大規模改修についてですが、本庁舎の議会行政棟は築36年が経過し、施設の老朽化によるさまざまな不具合が生じていることから、2カ年の予定で大規模改修工事を進めてまいります。環境負荷の低減や省エネに配慮するとともに、安全・安心に利用できるユニバーサルデザインの概念を取り入れた庁舎として、施設のバリアフリー化、ピクトグラムによる案内表示、授乳室やキッズコーナーの設置などを進めてまいります。

広域行政に関してですが、県央地域9市町村で定める「茨城県央地域定住自立圏共生ビジョン」により、医師・看護師等の確保、広域観光や、広域公共交通の推進などの取り組みを引き続き進めてまいります。

以上、平成31年度の市政運営についての所信の一端と主要施策の概要を述べさせていただきました。

結びとなりますが、今からさかのぼること800年前、笠間時朝は笠間の地に城を築くことを決めました。1219年から築城が始まり、1235年に完成した笠間城は、明治6年の廃城令によって取り壊されるまで600年以上にわたり、時の領主の居城としてこの地に存在しました。その後、いくつかの時代を経て平成になり、1市2町の合併によって現在の笠間市があります。今の時代に生きる私たちは、当時の笠間城がどのような姿で存在したかを知りません。文献をたどり、土を掘り返し、遺跡を調査することで、そのありし日の姿を想像し、現在、国の指定史跡として形にしようとしております。

800年という悠久の歴史の中には、その時代に生きた人々の営みが存在し、その文化、歴史が大切に受け継がれて今日があります。

冒頭申し上げましたが、間もなく「平成」という時代は幕を閉じ、5月1日に皇太子殿下が御即位され、新たな時代の幕が開きます。

本市の未来に向けてのまちづくりのため、議員各位、そして市民の皆さんと真摯に議論を重ね、市政運営にまい進してする所存であります。ご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

さて、今定例会の提出案件は、法令等に基づく報告事項のほか、専決処分の承認を求めることについての報告が3件、笠間政治倫理審査委員会の委員の選任に同意を求めること

についてをはじめとする議案が61件です。それぞれの議案等につきましては、後ほど詳しく説明を申し上げますので、慎重なる審議の上、議決、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（飯田正憲君） ここで暫時休憩いたします。

11時15分より再開いたします。

午前10時59分休憩

午前11時15分再開

○議長（飯田正憲君） 休憩前に続き、会議を再開します。

選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（飯田正憲君） 日程第6、選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

本件は、任期満了に伴い、広域連合規約第8条第1項の規定により、議員の中から1名を選挙することになっております。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推薦の方法により行うことに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に18番大関久義君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました大関久義君を茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました大関久義君が当選されました。

当選されました大関久義君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）

○議長（飯田正憲君） 日程第7、報告第1号ないし報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 報告第1号から報告第3号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、専決処分について、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、総務部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 報告第1号から報告第3号まで一括して説明させていただきます。

今回の損害賠償の額を定めることにつきましては、昨年11月16日に発生いたしました交通事故に関するもので、地方自治法179条第3項の規定に基づき、専決処分をしたものでございます。

報告案件の交通事故の状況でございますが、昨年11月16日午前8時26分ごろ、市職員が運転する公用車が笠間市手越68番地付近の国道355号線を、笠間駅方面から友部インターチェンジ方向に走行中、前方車両の進行が滞っていることに気づくのがおくれ、車両4台に追突したものでございます。

損害賠償の額でございますが、責任割合は全て市側が100%でございます。

報告第1号につきましては、対物の損害でございます。先頭におりました車両の修理やレッカー移動等に伴うもので、相手方へは計51万2,022円の支払いを行ったものでございます。

報告第2号につきましても対物の損害でございます。先頭から2台目の車両の修理等に

伴うもので、相手側へは計93万6,792円の支払いを行ったものでございます。

報告第3号につきましても対物の損害でございます。先頭から3台目の車両の修理等に伴うもので、相手側へは計96万9,969円の支払いを行ったものでございます。

なお、今回の賠償金の支払いは、市の予算を通さず、保険会社から直接支払いをしたものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております報告第1号ないし報告第3号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

議案第1号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて

議案第2号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて

議案第3号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて

議案第4号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて

議案第5号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて

○議長（飯田正憲君） 日程第8、議案第1号ないし議案第5号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについての5件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第1号から議案第5号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

これらの提案は、笠間市政治倫理条例第10条第1項の規定により設置する笠間市政治倫理審査会の委員について、専門的知識を有する委員として、篠崎和則氏、財津亮子氏の2名、また、公募による委員として、飯田利行氏、平岡悦雄氏、石上節子氏の3名、合わせて5名を選任いたしたく、同条第3項の規定により議会の同意を得るものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

西山 猛君。

○15番（西山 猛君） これは委員会付託はこれからしますか、しませんか。

○議長（飯田正憲君） この後諮って、付託は省略いたします。

西山 猛君。

○15番（西山 猛君） 諮って省略というのはおかしい言い方なんですけど、諮るだけのことだと思ってるんですが、いずれにしても、人事案件については、議長、聞いていますか。人事案件については、もちろん何10名も今に至るまであったと思うんですが、まず、人柄や性格や、もちろんそういうコミュニケーションはとれていませんので、わからないのがほとんどです。わかるのは何かというと、生年月日や氏名、もちろん写真もありますから顔もわかるでしょう。それから、学歴、職歴等々だと思うんですが、今回議案が1から5号までありますけれども、その中で、私は少なくとも1名については委員会という形の中できちっと議論すべきだなと思う点があると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（飯田正憲君） ただいま議題となっております議案第1号ないし議案第5号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについての5件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決したいと思います、ご異議ございませんか。

西山 猛君。

○15番（西山 猛君） それ、進行上違うんじゃないですか。委員会なり何なりで議論すべきじゃないかという質問をしているんですが。

○議長（飯田正憲君） 異議がありますので、この採決は起立により行います。

暫時休憩いたします。

午前11時28分休憩

午前11時35分再開

○議長（飯田正憲君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

西山議員の質疑に対して、委員会付託につきましては、これまでどおり会議規則第37条

第3項の規定により委員会付託を省略し、この場で審議をしたいと思います。

西山 猛君。

○15番(西山 猛君) これは、これまでどおりというのは何か申し合わせ事項ですか。

○議長(飯田正憲君) 会議規則でございます。

西山 猛君。

○15番(西山 猛君) 会議規則、詳しく教えてください。

○議長(飯田正憲君) 渡辺議会事務局長。

○議会事務局長(渡辺光司君) それでは、会議規則をご説明させていただきます。

会議規則の37条を読み上げさせていただきます。

会議に付する事件は、第141条に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは、質疑の後、議長が所管の常任委員会、または議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。これが第1項でございます。

第2項も読み上げさせていただきます。

委員会提出の議案は委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会または特別委員会に係る議案は常任委員会または特別委員会に付託することができる。

第3項、前2項における提出者の説明及び第1項における委員会の付託は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。これが第3項でございます。

○議長(飯田正憲君) 西山 猛君。

○15番(西山 猛君) 権限で本来はできる案件だということですね。

○議長(飯田正憲君) 会議に諮って省略することができます。

西山 猛君。

○15番(西山 猛君) 諮るというのは議場で議員に対して諮るということですか。本会議で諮るという趣旨のことを言っているんですね。諮ってできるんですか。議長の権限でできるんじゃないかと、諮ってできるということですか。どちらなんですか、解釈は。

○議長(飯田正憲君) 会議に諮ってできます。

西山 猛君。

○15番(西山 猛君) それでは、質問の趣旨というのは、今回ペーパーでもらっていますけれども、ペーパーで見える部分だけを判断して同意するというのは今までの通例でした。

しかし今回は、ある程度人間性や今までの実績等々を少なくとも4年間、あるいはもっとそれ以上知っている方もおるわけですから、いろいろ判断があると思うんですが、その辺を議論すべきじゃないかなということで、別個に委員会で審議してということ、私はできるんですか、するべきでしょうという話をしたんですが、それに対してできないとい

う答弁でよろしいんですね。やらないですね、やらないという言い方ですね。できないじゃなくて、やらないという答弁ですね。そういうことですね。

○議長（飯田正憲君） はい。

質疑はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号ないし議案第5号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについての5件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） それでは、これからお諮りいたします。

これまでどおり、委員会付託を省略することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯田正憲君） 起立多数であります。よって、付託を省略することを決しました。

これより討論に入ります。

西山 猛君。

○15番（西山 猛君） 議案第1号並びに第5号について、不同意の立場から討論をさせていただきます。

本来、人事案件ですので、提案した段階で、ある程度我々も理解を持って進めるべきであらうかと思えます。

しかしながら、以前に政治倫理審査会にかかわった私は当事者として、まず、議案第1号、弁護士であります篠崎氏の期間、平成21年4月より現在に至るまで、長い間弁護士資格を持って専門家ということで今までやっておりました。果たしてその期間、不自然ではないかなとまず一つ思うこと、それから、どうも倫理審査会のあり方そのものにある程度是正が必要かなと私は思っております。なので、そこで専門家として有識者でありますこの弁護士の先生については、この際ですから切りかえるべきではないかなというのが1点、それから議案第5号であります。石上氏、この石上氏は皆さん周知のとおり、議会事務局に4年ですか、次長、局長と4年間おりました。倫理という視点から言って、果たしていかがでしょうか。少なくとも公私ともに石上氏本人を知る人もいるでしょうし、我々は少なくとも議会の中で局長と議員という関係の中でおりました。事務局全体をまとめながら、議会の運営に大きく携わってきた人だと思っております。

果たして、審査会という、いわば、議員、市長、三役入りますが、政治家が笠間市版の裁判のようなところで、余りにも身近にいた人とかかわり、つまり市民から見た段階で

グレーではないかなと。当時、こんな仲間でしたんじゃないの。今回、果たして公平公正、そして中立的な立場で判断できるのかなと、こんなふうに私は疑念を抱かれるのではないかと考えております。もちろん市民目線です。市民目線で言えば私はそう考えております。

いずれにしても、女性を登用するという事で、女性が公募の中で少なかったところは言っておりますが、公募の仕方でも何かあるのかなというふうに、そこでもう既に疑念を抱きます。

今回、改めて人材という観点から行けば、もっと広く中立公正、公平性を保てる人材をもう一度選ぶべきであると考えております。もちろん、石上氏を否定しているわけではございません。立派な人格者だと思っておりますし、私も事務局長当時、大変お世話になりました。事務局次長、局長と4年間いた中で大変お世話になりました。となると、やはりなかなか公正という部分では難しいのかなと考えております。石上氏本人のためにも私は不同意とさせていただきます。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、議案第1号を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 異議がありますので、この採決は起立により行います。

議案第1号について、原案のとおり同意をすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯田正憲君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり同意されました。

次に、議案第2号を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第3号を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第4号を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第5号を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 異議がありますので、この採決は起立により行います。

議案第5号は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯田正憲君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

議案第6号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

○議長（飯田正憲君） 日程第9、議案第6号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第6号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、吉崎静夫氏を笠間市教育委員会委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。よろしくお願いたします。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについて、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

-
- 議案第 7号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 - 議案第 8号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 - 議案第 9号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 - 議案第10号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 - 議案第11号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 - 議案第12号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 - 議案第13号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 - 議案第14号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 - 議案第15号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 - 議案第16号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 - 議案第17号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 - 議案第18号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 - 議案第19号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 - 議案第20号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 - 議案第21号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 - 議案第22号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 - 議案第23号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 - 議案第24号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 - 議案第25号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

○議長（飯田正憲君） 日程第10、議案第7号ないし議案第25号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについての19件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第7号から議案第25号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

これらの議案は、笠間市農業委員会の委員について、伊藤孝洋氏、菅井 亘氏、塙 博

光氏、佐藤 正氏、稲野邊茂生氏、石川 馨氏、深澤悌二氏、吹野健司氏、菅谷 巧氏、佐藤 均氏、山口忠榮氏、永田良夫氏、込山祐一氏、田山悦子氏、長谷川愛子氏、高野尚夫氏、柳橋 泰氏、藤吉智司氏、国谷博隆氏の19名を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。よろしくお願いたします。

○議長（飯田正憲君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 質疑を終わります。

19件の議案がありますので、ここで昼食のため休憩します。午後1時から再開します。

午前11時56分休憩

午後 1時00分再開

○議長（飯田正憲君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

17番大貫千尋君が着座いたしました。また、15番西山 猛君が退席しております。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第7号ないし議案第25号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについての19件につきまして、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

議案第7号を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第8号を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第9号を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第10号を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第11号を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第12号を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第13号を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第14号を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第15号を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第16号を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第17号を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第18号を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第19号を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第20号を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第21号を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第22号を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第23号を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第24号を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第25号を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

議案第26号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（飯田正憲君） 日程第11、議案第26号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第26号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による時間外労働の上限規制等が導入されることに伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、市長公室長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 市長公室長塩畑正志君。

○市長公室長（塩畑正志君） 議案第26号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

長時間労働の是正のための措置として、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により、時間外労働の上限規制が導入され、平成31年4月から施行されることに伴い、超過勤務命令を行うことのできる上限時間等を定めることを規則に委任するため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案書の新旧対照表でご説明申し上げますので、3ページをお開きいただきたいと思ひます。

第7条に次の1項を加えるものでござひます。第3項、前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し、必要な事項は規則で定めるものでござひます。

2ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものでござひます。

以上で説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

議案第27号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（飯田正憲君） 日程第12、議案第27号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第27号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、税等徴収嘱託員の任用根拠の適正化を図るため、また、学校運営協議会委員及び部活指導員を追加するため、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、市長公室長から説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（飯田正憲君） 市長公室長塩畑正志君。

○市長公室長（塩畑正志君） 議案第27号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の新旧対照表でご説明申し上げますので、3ページをお開き願ひます。

まず、税等徴収嘱託員でござひますが、現在、税等徴収嘱託員を特別職非常勤職員としておりますが、総務省が示す特別職非常勤職員の任用については、特定の学識経験を必要とし、労働者性の低い勤務形態で、職としては、委員、顧問などの専門性の高いものが挙げられております。

これに対し、労働者性の高い勤務形態、また、正職員と同一に認められるような職については、一般職非常勤職員とされております。

税等徴収嘱託員につきましては、一般職非常勤職員に当たることから、その身分を現在の特別職から一般職へ見直しを行うため、税等徴収嘱託員の項を削るものでござひます。

次に、学校運営協議会委員並びに部活指導員でございますが、岩間地区をはじめ、今後全小中学校、義務教育学校にコミュニティースクール制度を導入し、学校運営協議会を設置することから、学校評議員の項の次に学校運営協議会委員を追加し、報酬の額を年額1万円、旅費の額を一般職相当分とするものでございます。

また、中学校、義務教育学校に部活動指導員を任用することから、学校運営協議会委員の項の次に部活動指導員を追加し、報酬の額を1時間当たり1,600円、旅費の額を一般職相当分とするものでございます。

2ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

議案第28号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（飯田正憲君） 日程第13、議案第28号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第28号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、平成30年人事院勧告及び茨城県人事委員会勧告を尊重し、職員の給与を改定するため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、市長公室長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 市長公室長塩畑正志君。

○市長公室長（塩畑正志君） 議案第28号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、人事院勧告及び茨城県人事委員会勧告において、給与費を期末・勤勉手当の引き上げ、扶養手当の見直しが勧告されたため、一般職及び特別職の職員の給与改定を行うものでございます。

議案書の新旧対照表でご説明申し上げます。それでは、48ページをお開きください。

笠間市職員の給与に関する条例第18条は、宿日直手当限度額の改正になります。一般職員の手当額は4,200円から4,400円、医師においては2万円から2万1,000円、病院勤務の一般職においては5,700円から5,900円に改正するものでございます。ただし、通常勤務後に半日引き続いて勤務した場合は、6,300円から6,600円へ改正するものでございます。

さらに、常直的に宿日直を勤務している職員は、月額2万1,000円から2万2,000円に改正するものでございます。

次に、第21条において、平成30年12月支給期の勤勉手当の支給割合を0.05月引き上げるものでございます。

次のページをお開きください。

一般の職員につきましては、現行の100分の90から100分の95へ、課長級以上の職員である特定幹部職員につきましては、100分の110から100分の115へ、再任用職員のうち、一般の職員につきましては、100分の42.5から100分の47.5へ、再任用職員のうち、特定幹部職員につきましては、100分の52.5から100分の57.5へ引き上げるものでございます。

以降、49ページから77ページは国等と同様に給料表を引き上げるものでございます。

次に、78ページをお開きください。

第20条において、一般職員の期末手当支給割合を、現行では6月期に100分の122.5、12月期に100分の137.5、計100分の260から、6月期及び12月期をともに100分の130に改正するものであります。

また、特定幹部職員の期末手当支給割合を、現行では6月期に現行の102.5、12月期に100分の117.5、計100分の220から、6月期及び12月期をともに100分の110に改正するものでございます。

さらに、再任用一般職員の期末手当支給割合を、現行では、6月期に100分の65、12月期に100分の80、計100分の145から、6月期及び12月期をともに100分の72.5に改正するものでございます。

最後に、再任用特定幹部職員の期末手当支給割合を、現行では、6月期に100分の55、12月期に100分の70、計100分の125から、6月期及び10月期をともに100分の62.5に改正するものでございます。

次に、同ページの最下段から次の79ページの第21条第2項において、先ほど、平成30年12月支給期の支給割合についてご説明いたしましたが、平成31年度以降は6月支給期と12月支給期に均等に配分するため、一般職の勤勉手当につきましては100分の95から100分の92.5に引き下げ、特定幹部職員につきましては100分の115から100分の112.5に引き下げるものでございます。

また、再任用一般職員の勤勉手当につきましても100分の47.5から100分の45.0に引き下げ、再任用特定幹部職員につきましては100分の57.5から100分の55.0に引き下げるものでございます。

次のページをお開きください。

80ページから81ページの笠間市の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例につきましては、一般職と同様に、特別職の平成30年12月支給期の期末手当を引き上げ、平成31年度以降の配分をし直すものでございます。

附則第18項は、市長の給料について、当該額の100分の10に当たる額を減額するものでございます。

また、次のページ、82ページから83ページの笠間市の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例につきましても、任期付職員の平成30年12月支給期の期末手当を引き上げ、平成31年度以降の配分をし直すものでございます。

ページを戻りまして、46ページをお開きください。

附則でございますが、第1項から第3項において、本案の施行日、適用日を定めております。給料表の引き上げにつきましては、平成30年4月1日から適用いたします。平成30年12月支給期の勤勉手当の引き上げにつきましては、平成30年12月1日から適用いたします。平成31年度以降の勤勉手当の配分のし直しにつきましては、平成31年4月1日から施行いたします。

以上で説明は終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

議案第29号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（飯田正憲君） 日程第14、議案第29号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第29号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、人事院規則の一部改正に準じて、職員の給与を改定するため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、市長公室長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 市長公室長塩畑正志君。

○市長公室長（塩畑正志君） 議案第29号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、人事院規則の改正により、夜間看護手当額の引き上げに伴う上限額の引き上げを行うものであります。

議案書の新旧対照表でご説明申し上げますので、3ページをお開きください。

第10条第2項の夜間看護手当の上限額を3,300円から3,550円へ改正するものでございます。

ページを戻りまして2ページをお開きください。

附則でございますが、この条例は平成30年4月1日から適用いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

議案第30号 笠間市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について

○議長（飯田正憲君） 日程第15、議案第30号 笠間市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第30号 笠間市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、平成31年4月1日の組織機構改編によるまちづくり推進課の廃止に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、市長公室長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 市長公室長塩畑正志君。

○市長公室長（塩畑正志君） 議案第30号 笠間市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、平成31年度の行政組織機構の改編によるまちづくり推進課の廃止に伴い、空家政策推進室が都市計画課内に移管されることから、表記条例中の庶務担当に関する記載を改正するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げますので、3ページをお開きください。

第9条、協議会の庶務につきまして、都市建設部まちづくり推進課を空家政策事務主管課に改めるものでございます。

2ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

議案第31号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（飯田正憲君） 日程第16、議案第31号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第31号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、事務の執行において利用する特定個人情報を規定するため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、総務部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 議案第31号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、国の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴いまして、特定の個人情報を利用する事務において、利用する情報を規制することにより特定個人情報の適切な利用と管理を図るものでございます。

新旧対照表の6ページをごらんください。

改正の主な内容につきましては、別表第1に6から11の項目、六つの事務を追加するものでございます。

詳細については20ページからとなります。20ページをごらんください。

追加する事務において、利用する特定個人情報が規定してございます。それでは、20ページの24の項目から説明させていただきます。

まず、市長部局に規定するもので、24の事務でございしますが、介護保険法に基づき実施する社会福祉法人等による生活困窮者に対する介護保険サービス利用者の負担軽減に関する事務で、地方税情報、生活保護情報の利用になります。

21ページをごらんください。

次に、25は、老人福祉法、知的障害者福祉法及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、成年後見制度の市長申立てに関する事務で、地方税情報、生活保護情報の利用になります。

26でございしますが、少子化社会対策基本法に基づき実施する特定不妊治療を受けた夫婦に対する治療費の助成に関する事務で、地方税情報の利用になります。

27は母子保健法に基づく産後ケア事業の利用に関する事務で、地方税情報、生活保護情

報の利用になります。

続きまして、市長部局と教育委員会部局間で情報連携を規定するもので、22ページになります。

2は学校教育法に基づく就学に必要な経費の援助に関する事務で、地方税情報、生活保護情報、外国人生活保護情報、児童扶養手当情報の利用になります。

22ページから23ページにかけてとなりますが、3は学校給食費法の規定する保護者が負担する学校給食費の滞納の整理に関する事務で、地方税情報の利用になります。

以上、六つの事務におきまして、特定個人情報の利用を規定することにより、本人同意のもと、適切な利用と管理を図るものでございます。

4ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

議案第32号 笠間市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（飯田正憲君） 日程第17、議案第32号 笠間市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第32号 笠間市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、技術士法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、上下水道部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 上下水道部長市村勝巳君。

○上下水道部長（市村勝巳君） 議案第32号 笠間市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、技術士法施行規則の一部改正に伴いまして、所要の改正をするものでございます。

新旧対照表によりご説明申し上げます。3ページをお開き願います。

技術士法施行規則の一部を改正する省令が平成29年12月28日に公布され、平成31年4月1日から施行されることに伴いまして、現在の技術士試験の第2次試験の選択科目の見直しが行われ、水道環境が上水道及び工業用水道に統合されることから、第3条第8号のうち、又は水道環境を削除するものでございます。

2ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものであります。

なお、経過措置といたしまして、この条例の施行前に行われた技術士法第2次試験のうち、上下水道部門にかかわるものに合格した者であって、水道環境を選択した者は、笠間市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の適用において、上下水道及び工業用水道を選択したものと見なすものであります。

以上で議案第32号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

議案第33号 笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（飯田正憲君） 日程第18、議案第33号 笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第33号 笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市における土砂等による土地の埋め立て等について規制を強化し、生活環境の保全及び災害の発生防止を図るため、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、市民生活部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 議案第33号 笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、土砂等による土地の埋め立て等について、条例適用の下限面積の撤廃すること等により規制を強化し、生活環境の保全及び災害の発生防止を図るとともに、それらに伴う文言の整理を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

内容につきまして、新旧対照表にてご説明申し上げます。6ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、第1条の目的におきまして、市及び土地の埋め立て等を行う者等の責務を明らか

にすることを追加するものでございます。

次に、第2条の定義におきまして、土地の埋め立て等について、製品の製造、または加工のため原材料のたい積行為を適用除外として規則で定めるため、第3号の規定を削除し、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げるものでございます。

6ページから7ページにかけて、第7条の許可でございます。これまで事業許可の対象を500平方メートル以上5,000平方メートル未満としていたところ、一部の適用除外を除き、5,000平方メートル未満の全ての事業と改正をするものでございます。

これに伴いまして、同条第1項第1号を削除し、第2号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、また、第2項を第3項とし、新たに第2項として許可申請に必要な事項を定めるものでございます。

8ページをごらんください。

8ページから10ページになりますが、第8条の許可の基準におきまして、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、新たな第2号に、土砂等について、県内から発生したもので、その発生場所から直接搬入されるものであることを規定し、また、第3号において、有害物質の項目に水素イオン濃度指数の基準を追加してございます。

さらに、第7号に欠格要件としまして、事業者が暴力団員であること等の規定を追加してございます。

12ページをごらんください。

第16条の2としまして帳簿等への記載と定期的な報告を追加し、次に13ページをごらんください。第17条の2として書類の備付及び閲覧の規定を追加してございます。

5ページにお戻りいただきまして、附則といたしましてこの条例は平成31年4月1日から施行するものとし、経過措置といたしまして、改正前の条例に基づき、現に行っている事業等の取り扱いについて定めてございます。

以上で議案第33号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

議案第34号 笠間市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（飯田正憲君） 日程第19、議案第34号 笠間市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第34号 笠間市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、保健福祉部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 議案第34号 笠間市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、災害援護資金の貸し付けにおいて、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、改正をするものです。

2ページをお開き願います。

改正の趣旨につきましては、貸付利率がこれまで年3%と規定されておりましたが、年3%以内で条例で定める率とするとし、また、償還方法に月賦償還が追加され、貸し付け条件としていた連帯保証人の必置義務を撤廃し、連帯保証人を条件に加えるかは市の判断に委ねられるものとされ、被災者の返済負担の軽減、支援の充実強化を図るものとしております。

本市では、これらの改正及び社会情勢における金利変動を踏まえ、本条例を改正するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表でご説明によりご説明いたします。3ページをごらん願います。

第14条の利率を保証人及び利率といたしまして、保証人を立てることができるものとし、保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は年3%以内で市長が認める率といたします。

また、保証人は災害援護資金の貸し付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとして、その保証債務は令第9条の違約金を包含するものと改めるものでございます。

次に、第15条の償還等につきましては、年賦償還の次に、半年賦償還または月賦償還を加え、施行令から保証人の条文が削除されるため、第15条の3から保証人を削り、第12条を第11条に改めるものでございます。

2ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行し、この条例の施行の日の前日までに生じた災害による災害援護資金の貸し付けは、なお従前の例によるものといたします。

以上で議案第34号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

議案第35号 笠間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（飯田正憲君） 日程第20、議案第35号 笠間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第35号 笠間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、保健福祉部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 議案第35号 笠間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、国が定めております放課後児童健全育成事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、本市においても同様の改正をするものです。

2ページをお開き願います。

改正の趣旨につきましては、平成31年4月1日より、学校教育法の改正により新たな教育機関として専門職大学の制度が設けられ、専門職大学の前期課程の修了者に短期大学士の学位が授与されることとなりました。このため、放課後児童支援員の基礎資格を有する者として専門職大学の前期課程を修了した者を加えるものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げます。3ページをお開き願います。

第10条第3項第5号について、卒業した者の次に、（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）を加えるものでございます。

2ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は平成31年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第35号の説明を終わりにいたします。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

議案第36号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（飯田正憲君） 日程第21、議案第36号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第36号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、暫定賦課を廃止し、本算定賦課のみに変更すること及び課税額端数処理を変更することに伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、保健福祉部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 議案第36号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、国保税の暫定賦課を廃止し、本算定賦課のみに変更すること及び課税額端数処理を変更することに伴い、本条例を改正するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。3ページをごらん願います。

第8条第1項の納期日について、第1期5月1日から第8期、翌年1月31日までの納期を、第1期7月1日から第8期、翌年2月末日までに改めるものでございます。

また、第17条及び第18条の徴収の特例とする暫定賦課に関連する条文を削除するものでございます。

次に、5ページをごらん願います。

第19条の2の次に、第19条の3として課税額端数処理を100円未満とする特例条文を追加するものでございます。

2ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第36号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

議案第37号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（飯田正憲君） 日程第22、議案第37号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第37号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、医療福祉対策要綱医療福祉対策実施要領及び茨城県医療福祉費補助金交付要項

の改正に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、保健福祉部長から説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（飯田正憲君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 議案第37号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、医療福祉対策要項、医療福祉対策実施要領及び茨城県医療福祉費等補助金交付要項の改正に伴い、平成31年4月1日より、精神障害者保健福祉手帳1級所持者がマル福の対象に拡充されることから、本条例を改正するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。3ページをごらん願ひます。

第2条第6号の重度心身障害者等の定義において、4ページに移りまして、カの次にキといたしまして、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳を交付された者のうち、障害程度が1級の者（65歳以上75歳未満）の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けた者に限るを追加するものでございます。

2ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行し、施行日前の診療にかかわる医療福祉費支給については、なお従前の例によるものといたします。

以上で議案第37号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

議案第38号 笠間市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理等に関する条例を廃止する条例について

○議長（飯田正憲君） 日程第23、議案第38号 笠間市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理等に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第38号 笠間市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理等に関する条例を廃止する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、平成31年度から、公立幼保連携型認定こども園が、公私連携により学校法人の運営となるため廃止するものであります。

内容につきましては、保健福祉部長から説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（飯田正憲君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 議案第38号 笠間市立幼保連携型認定こども園の設置

及び管理等に関する条例を廃止する条例についてご説明いたします。

本案は、平成31年度より、かさまこども園といなだこども園の2施設を、公私連携幼保連携型認定こども園として学校法人大成学園が管理・運営を行うことにより、本条例を廃止するものでございます。

2ページをお開き願います。

附則の内容といたしましては、第1項で施行期日を平成31年4月1日とし、第2項では、笠間市公共施設の暴力団等排除に関する条例の別表により、本条例の項を削るため、一部改正をあわせて行うもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で議案第38号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

議案第39号 笠間市生涯学習振興基金条例を廃止する条例について

○議長（飯田正憲君） 日程第24、議案第39号 笠間市生涯学習振興基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第39号 笠間市生涯学習振興基金条例を廃止する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、所期の目的を達成したため廃止するものであります。内容につきましては、教育次長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 議案第39号 笠間市生涯学習振興基金条例を廃止する条例についてご説明いたします。

2ページをお開き願います。

笠間市生涯学習振興基金条例を廃止するもので、この条例につきましては、合併前の友部町において、平成13年に友部芳之助氏からの篤志寄附金1,000万円を原資とし、生涯教育の充実及び生涯学習の振興を目的に設立され、平成18年合併時に531万4,000円を新市に引き継いだものでございます。

これまで、社会教育事業、子ども会事業などに充当し、社会教育を推進する団体への支援、子ども会球技大会や夏休み作品コンクールなど生涯学習の振興を図る事業を実施してまいりましたが、原資がなくなったため基金条例を廃止するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第39号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

議案第40号 笠間市自転車の安全利用に関する条例について

○議長（飯田正憲君） 日程第25、議案第40号 笠間市自転車の安全利用に関する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第40号 笠間市自転車の安全利用に関する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市内において自転車の安全な利用に関して必要な事項を定めるため制定するものであります。

内容につきましては、市民生活部長から説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長（飯田正憲君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 議案第40号 笠間市自転車の安全利用に関する条例についてご説明申し上げます。

本案は、自転車の運転意識や保険等の加入率の向上、自転車事故の未然防止を図るとともに、地域社会における自転車の交通安全を推進するため制定するものでございます。

2ページをお開き願います。

第1条は目的について、第2条は定義として用語の意義を定めてございます。2ページ下段から3ページにかけて、第3条で市の責務として、交通安全教育や啓発活動、自転車の安全利用に関する情報提供などを定めてございます。

第4条では、自転車利用者の責務として交通ルールの順守と自転車保険の加入義務について定めてございます。

第5条では、市民等の責務を定め、4ページに移っていただきまして、第6条は未成年の保護者や高齢者の家族について自転車の安全な乗り方を指導・助言すること、利用する自転車の保険の加入義務や定期的な点検及び整備等について規定をしてございます。

第7条で、自動車等の運転者、第8条で事業者に関するそれぞれの責務を定め、第9条では、次の5ページにかけて、自転車販売業者等の責務としまして、自転車の点検整備や安全利用の注意を促すことなどを定めてございます。

第10条で学校の長の責務を、第11条で市の施策への協力について、第12条では関係機関との連携について定めてございます。

第13条は委任についての事項でございます。

6 ページでございます。

附則といたしまして、この条例の施行日を周知期間経過後の平成31年10月1日としてございます。

以上で議案第40号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

議案第41号 笠間市森林環境整備基金条例について

○議長（飯田正憲君） 日程第26、議案第41号 笠間市森林環境整備基金条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第41号 笠間市森林環境整備基金条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、森林整備及びその促進に必要な事業に要する経費の財源に充てることを目的として、新たに基金を設置するため制定するものであります。

内容につきましては、産業経済部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 議案第41号 笠間市森林環境整備基金条例についてご説明申し上げます。

本案は、国から笠間市に譲与される森林環境譲与税の額を積み立てることに伴い、新たに基金を設置するために制定するものでございます。

本文につきましては、2ページをごらんください。

第1条の設置では、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に必要な事業に要する経費の財源に充てることを目的として当該基金を設置すると定義づけるものでございます。

第2条の積立額では、基金として積み立てる額は譲与を受けた森林環境譲与税の額に相当する額とするものであります。

第3条では、基金の管理、第4条では、基金の運用から生じる運用益金の処理について定めるものでございます。

第5条の処分につきましては、第1条に規定する目的の場合に限り、その全部または一部を処分することができるとするものでございます。

第6条では、繰替運用、第7条の委任では、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は市長が別に定めるとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第41号 笠間市森林環境整備基金条例についての説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

議案第42号 公の施設の広域利用に関する協議について

○議長（飯田正憲君） 日程第27、議案第42号 公の施設の広域利用に関する協議についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第42号 公の施設の広域利用に関する協議についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の3第3項の規定により提出するものであります。

内容につきましては、市長公室長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 市長公室長塩畑正志君。

○市長公室長（塩畑正志君） 議案第42号 公の施設の広域利用に関する協議について内容をご説明申し上げます。

県央9市町村におきましては、それぞれの市町村が設置する公の施設を住民が相互に利用することについて協定を締結し、公の施設の広域利用を実施しているところでございます。

このたび、協定対象施設の追加及び廃止に伴い、協定書を見直すものでございます。施設の追加につきましては、水戸市の東町運動公園が新設され、また、那珂市の瓜連体育館につきまして、サブアリーナと会議室が廃止となります。

なお、協定の締結日は平成31年4月1日を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

ここで2時20分まで休憩いたします。

午後2時05分休憩

午後2時20分再開

○議長（飯田正憲君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第43号 平成30年度笠間市一般会計補正予算（第6号）

議案第44号 平成30年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

- 議案第45号 平成30年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第46号 平成30年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第47号 平成30年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第48号 平成30年度笠間市立病院事業会計補正予算（第3号）
- 議案第49号 平成30年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第50号 平成30年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第51号 平成30年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（飯田正憲君） 日程第28、議案第43号 平成30年度笠間市一般会計補正予算（第6号）ないし議案第51号 平成30年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第2号）までの9件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第43号 平成30年度笠間市一般会計補正予算（第6号）から議案第51号 平成30年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第2号）についての提案理由を申し上げます。

これらの議案は平成30年度の補正予算であり、一般会計のほか、特別会計4会計、企業会計4会計について、補正するものであります。

内容につきましては、各担当部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 議案第43号 平成30年度笠間市一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

1 ページをごらんください。

本補正予算は、年度末に当たり、事業費や国県補助金の確定等が主なものでございまして、第1表のとおり、歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ3億4,862万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ298億1,783万1,000円とするものでございます。

7 ページをごらんください。

第2表の繰越明許費補正は、翌年度へ繰り越し事業として全17件、金額で4億2,982万2,000円の繰越明許費を設定するものでございます。

8 ページをごらんください。

第3表の債務負担行為補正1、追加は、消費生活相談業務委託につきまして、平成30年度中に契約事務を進める必要があり、新たに債務負担行為の設定をするものでございます。

2、変更は、稲田小児童クラブ運営業務委託、ウオーキングポイント事業業務委託につ

きまして、限度額の変更をするものでございます。

9ページをごらんください。

第4表の地方債補正でございますが、国の補正予算や事業費の確定によるもので、1、追加は、国の2次補正予算関連といたしまして、冠水対策事業債及び友部第二中学校トイレ改修事業債を新たに起こすものでございます。

10ページをごらんください。

2、変更は、本庁舎大規模改修事業債のほか、8件につきまして、起債対象事業費の変更などにより記載限度額の補正をするものでございます。

12ページをごらんください。

3、廃止は、国の補助金が見込めないため、友部第二中学校校舎整備事業債を廃止するものでございます。

次に、歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書にてご説明申し上げます。

初めに、歳入でございますが、15ページをごらんください。

第14款、国庫支出金、第1項、国庫負担金、1目、民生費国庫負担金1億272万円の増は、民間保育所や認定こども園の運営に対する子どものための教育・保育給付費国庫負担金の増が主なものでございます。

16ページをごらんください。

第2項、国庫補助金、6目、教育費国庫補助金6,976万円の減は、当初予算計上の友部第二中学校校舎整備に対する補助金を減額し、国の2次補正による同校のトイレ改修工事補助金を新たに計上し、差額の学校施設環境改善交付金の減が主なものでございます。

18ページをごらんください。

第15款、県支出金、第2項、県補助金、4目、農林水産業費県補助金867万9,000円の増は、農地の集約化に対する地域集積協力金事業補助金及び農地利用最適化交付金の増などが主なものでございます。

19ページをごらんください。

第3項、委託金、1目、総務費委託金1,473万5,000円の減は、3節、選挙費委託金で、茨城県議会議員選挙費委託金の確定による減が主なものでございます。

20ページをごらんください。

第16款、財産収入、第2項、財産売払収入、1目、不動産売払収入273万3,000円の増は、市有地8件分の不動産売払収入でございます。

第17款、寄附金、第1項、寄附金、2目、総務費寄附金1,000万円の増につきましては、ふるさとづくり寄附金の実績見込みによるもので、同額を歳出で元気かさま応援基金へ積み立てるものでございます。

第18款、繰入金、第2項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金2億9,690万1,000円の減は、事業費の確定により予定していた財政調整基金からの繰り入れを減額するもので

ございます。

22ページをごらんください。

第20款、諸収入、第4項、雑入、5目、雑入1億4,251万4,000円の増は、福ちゃんの森公園に係る運営費用のうち、茨城県環境保全事業団が3分の2を負担することになったため、費用の平成24年度分を一括して収入するものが主なものでございます。

続きまして、歳出でございます。

今回の補正では、歳出全般にわたり人件費に係る補正をしてございます。これは人事院勧告に伴う補正をするものでございます。

26ページをごらんください。

第2款、総務費、第1項、総務管理費、10目、電算管理費9,081万3,000円の減は、税務や住民情報などの業務システム更新事業費の確定による減が主なものでございます。

32ページをごらんください。

第3款、民生費、第1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費365万3,000円の増は、13節、委託料で、消費税率改正に伴う低所得者や子育て世代等へのプレミアム商品券発行準備といたしまして、電算業務委託料の増や、28節、操出金で、実績見込みによります国民健康保険特別会計操出金の減、介護保険特別会計操出金の増が主なものでございます。

34ページをごらんください。

第2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費4,579万8,000円の増は、15節、工事請負費で、待機児童解消のため稲田小学校に児童クラブを増設する整備工事費の増や、18節、備品購入費の増、また、19節、負担金補助及び交付金で、公定価格の改定などによる民間保育所や民間認定こども園の負担金の増が主なものでございます。

38ページをごらんください。

第4款、衛生費、第2項、清掃費、4目、エコフロンティアかさま対策費1億4,182万2,000円の増は、25節、積立金で、福ちゃんの森公園管理運営費といたしまして基金へ積立が主なものでございます。

第5款、農林水産業費、第1項、農業費、1目、農業委員会費1,065万2,000円の増は、1節、報酬で、農地等の集積に伴う農業委員や農地利用最適化推進委員への報酬が主なものでございます。

3目、農業振興費3,998万8,000円の減は、次のページになりますが、13節、委託料で、捕獲したイノシシ等の駆除に伴う有害鳥獣駆除業務委託料の減や、19節、負担金補助及び交付金で、各種補助金等の額の確定が主なものでございます。

40ページをごらんください。

6目、農地費4,021万5,000円の増は、19節、負担金補助及び交付金で、次のページになりますが、国の2次補正に関連し、県事業といたしまして進めております経営体育成基盤整備事業の負担金の増が主なものでございます。

42ページをごらんください。

第7款、土木費、第2項、道路橋梁費、3目、道路新設改良費40万円の減は、13節、委託料で、国の2次補正に関連し、道路冠水対策事業に伴う測量設計等委託料の増や事業費の確定による減が主なものでございます。

44ページをごらんいただきたいと思います。

第8款、消防費、第1項、消防費、2目、非常備消防費19万1,000円の増は、消防団員を地域ぐるみで応援するため、各種サービスを提供する消防団応援の店の表示証等を作成するための費用でございます。

第9款、教育費、第1項、教育総務費、2目、事務局費3,088万1,000円の減は、46ページをごらんいただきたいと思います。15節、工事請負費で、不登校等の児童に対し、学校復帰のため指導・援助を行う適応指導教室の移転に伴う地域福祉センターともべの施設整備工事費の増、また、教育情報ネットワークシステム機器の更新に伴う、18節、備品購入費の減が主なものでございます。

49ページをごらんいただきたいと思います。

第3項、中学校費、3目、学校建設費2億3,349万1,000円の減は、予定しておりました友部第二中学校校舎整備事業について、国の補助金の動向を見つめ、トイレの環境整備を先行して進めることとなったため、15節、工事請負費の減が主なものでございます。

52ページをごらんいただきたいと思います。

第12款、諸支出金、第1項、公営企業費、3目、公共下水道支出金1,190万2,000円の減は、分流式下水道等補助金や企業債元金分出資金など、額の確定により補助金等を減額するものでございます。

以上で平成30年度笠間市一般会計補正予算（第6号）の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 議案第44号 平成30年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

1ページをごらん願います。

今回の補正につきましては、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ776万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ87億8,338万6,000円とするものでございます。

次に、歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書によるご説明を申し上げます。

初めに、歳入でございます。

6ページをごらん願います。

3款、国庫支出金、1項、国庫補助金、1目、国民健康保険災害臨時特例補助金126万8,000円の増額は、東日本大震災に伴う震災減免特例補助金を増額するものでございます。

4款、県支出金、1項、県負担金補助金、1目、保険給付費等交付金40万8,000円の減額

は、交付額の決定に伴い、主に特定健診等の負担金を減額するものでございます。

6 款、繰入金、1 項、他会計繰入金、1 目、一般会計繰入金862万7,000円の減額は、繰入金の確定に伴い、主に保険基盤安定繰入金を減額するものでございます。

次に、歳出ですが、9 ページをごらん願います。

5 款、2 項、保健事業費、1 目、保健衛生普及費376万5,000円の減額は、国保被保険者の人間ドック、脳ドックの受診者数の減少に伴い、生活習慣病予防検診費補助金を減額するものでございます。

7 款、諸支出金、2 項、公営企業費、1 目、直営診療施設勘定補助金48万2,000円の減額は、特別調整交付金の確定に伴い、市立病院へ交付する休日・夜間診療分の直営診療施設整備補助金を減額するものでございます。

以上で、議案第44号の説明を終わります。

次に、議案第45号 平成30年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

1 ページをごらん願います。

今回の補正につきましては、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ84万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億699万3,000円とするものでございます。

次に、歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

初めに、歳入でございますが、6 ページをごらん願います。

1 款、1 項、1 目、後期高齢者医療保険料159万1,000円の増額は、後期高齢者の被保険者数の増加によるものでございます。

4 款、繰入金、1 項、他会計繰入金、1 目、一般会計繰入金291万3,000円の減額は、負担金の確定に伴い、主に保険基盤安定繰入金を減額するものでございます。

6 款、諸収入、4 項、雑入、4 目、後期高齢者健診委託金47万7,000円の増額は、後期高齢者の健診受診見込み者数の増加によるものでございます。

次に、歳出でございますが、8 ページをごらん願います。

2 款、1 項、1 目、後期高齢者医療広域連合納付金150万円の減額は、主に後期高齢者医療保険基盤安定事業費負担金を減額するものでございます。

4 款、1 項、保険事業費、1 目、後期高齢者健康診査費45万1,000円の増額は、後期高齢者の健診受診見込み者数の増加に伴い、主に健診委託料を増額するものでございます。

以上で議案第45号の説明を終わります。

続きまして、議案第46号 平成30年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,474万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ65億904万4,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。6ページをお開き願います。

まず、歳入の主なものでございますが、3款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、介護給付費負担金533万円の増額につきましては、介護及び予防給付費と地域支援事業費に要する法定負担割合による国の負担金を収入するものでございます。

2項、国庫補助金、6目、保険者機能強化推進交付金1,200万8,000円は、今年度より制度化されました各自治体の介護予防事業等の取り組みに応じた国の交付金を収入するものでございます。

4款、1項、支払基金交付金、1目、介護給付交付金1,080万円の増額は、介護及び予防給付費と地域支援事業費に要する法定負担割合による支払い基金からの交付金増額でございます。

7ページに移りまして、5款、県支出金、1項、県負担金、1目、介護給付費負担金767万円は、介護及び予防給付費と地域支援事業費に要する法定負担割合による県からの負担金を収入するものでございます。

7款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、介護給付費繰入金500万円は、介護及び予防給付費と地域支援事業費に要する市の法定負担分について繰り入れするものでございます。

次に、歳出の主なものでございます。

9ページをお開き願います。

2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費、5目、施設介護サービス給付費6,800万円の増額につきましては、特別養護老人ホーム等施設入所に係る給付費の増による補正でございます。

続いて、10ページをお開きください。

9目、居宅介護サービス計画給付費700万円の増額は、ケアマネジャーがサービス利用計画を作成した際に支払いをするもので、サービス利用の伸びを反映いたしまして増額補正するものでございます。

続いて、12ページをお開きください。

5款、1項、基金積立金、1目、介護給付費準備基金積立金228万3,000円につきましては、補正に伴う財政調整により計上するものでございます。

以上で議案第46号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 上下水道部長市村勝巳君。

○上下水道部長（市村勝巳君） 議案第47号 平成30年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

1ページをごらんください。

第1条は歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出をそれぞれ2,289万円減額し、歳入

歳出予算総額をそれぞれ7億6,131万円とするものでございます。

内容につきましては、2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でご説明申し上げます。

歳入の主なものといたしましては、3款、国庫支出金、1項、国庫補助金750万円の減額は補助対象事業費の確定によるものでございます。

9款、市債の1,530万円の減額は事業費の確定によるものでございます。

次の3ページをお開きください。

歳出についてご説明申し上げます。

1款、農業集落排水事業費、2項、農業集落排水施設建設費2,354万4,000円の減額は、友部北部地区管路施設工事費の確定によるものでございます。

4ページをごらんください。

第2表、繰越明許費であります。第1款、農業集落排水事業費、2項、農業集落排水施設建設費3,154万円は、年度内完了が見込めない工事を翌年で繰り越しするものでございます。

以上で議案第47号についての説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 市立病院事務局長友水邦彦君。

○市立病院事務局長（友水邦彦君） 議案第48号 平成30年度笠間市立病院事業会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

最初に、第2条、収益的収入及び支出の予定額の補正でございますが、収入の第1款、病院事業収益では、692万5,000円を減額し、総額を8億3,635万1,000円とし、支出の第1款、病院事業費用に367万円を追加し、総額を8億3,878万7,000円とするものでございます。

第3条は議会の議決を経なければ流用できない経費、2ページです、第4条では、他会計からの補助金負担金の補正でございます。

次に、7ページをお願いいたします。

収入支出の主なものにつきまして、補正予算に関する明細書によりご説明いたします。

初めに、収入でございますが、第1款、1項、3目、その他の医業収益1,153万1,000円の増は、室料の差額収益、及び公衆衛生活動収益では、主に健康診断などの決算見込みによるものでございます。

2項、1目、他会計負担金316万6,000円の減は、実務研修負担金の減及び地域医療センターの行政棟分の施設負担金の増によるものでございます。

4目、長期前受金戻入1,502万5,000円の減は、国県一般会計補助金の戻し入れの決算見込みによるものでございます。

8ページです。

次に、支出でございます。

第1款、1項、2目、材料費400万円の減は、ジェネリック医薬品の推進に伴う医薬品費

及び診療材料の精査によるものでございます。

9 ページです。

3 目、経費322万8,000円の減はそれぞれ決算見込みによるものでございます。

4 目、減価償却費2,344万9,000円の増は、新旧の市立病院の減価償却費の決算見込み及び5 目、資産減耗費931万3,000円の減は、旧市立病院の資産減耗費の決算見込みによるものでございます。

以上で議案第48号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 上下水道部長市村勝巳君。

○上下水道部長（市村勝巳君） 議案第49号、議案第50号及び議案第51号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第49号 平成30年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

1 ページをごらんください。

第1条は総則でございます。

第2条は、建設改良事業における事務費を25万円減額し、842万4,000円に補正するものでございます。

第3条は、収入の第1款、水道事業収益中、第1項、営業収益を1,626万7,000円減額、第2項、営業外収益を150万円増額し、水道事業収益計を18億5,403万6,000円とするものでございます。

支出の第1款、水道事業費用中、第1項、営業費用を1,612万4,000円減額し、水道事業費用計を17億4,252万6,000円に補正するものでございます。

第4条は、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する4億470万6,000円は、当該年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,294万4,000円、過年度分損益勘定留保資金3億9,176万2,000円で補填するものとするに改めるものでございます。

ページを返していただき、2 ページをごらんください。

収入の第1款、資本的収入中、第1項、企業債を2,000万円減額し、資本的収入計を1億927万6,000円とするものでございます。

支出の第1款、資本的支出中、第1項、建設改良費を525万円減額し、資本的支出計を5億1,398万2,000円とするものでございます。

第5条は企業債の限度額を8,000万円に改めるものでございます。

第6条は職員給与費を198万3,000円減額し、8,656万9,000円に改めるものでございます。内容につきましては、補正予算明細書によりご説明申し上げます。

9 ページをお開き願います。

収益的収入及び支出でございます。収入の1款、水道事業収益1,479万7,000円の減額は、1項、営業収益その他営業収益、1節、水道加入金1,350万円の減額が主なものでございま

す。

次の10ページをお開き願います。

支出の主なものといたしましては、1款、水道事業費用1,612万4,000円の減額は、1項、営業費用、1目、原水及び浄水費、25節、動力費の浄水施設動力費400万円の減、2目、配水及び給水費、17節、委託料水道情報システムデータ更新委託料300万円の減、5目、総係費、17節、委託料の400万円の減、7目、資産減耗費、43節、固定資産除却費411万2,000円の減額は費用の確定に伴う減額でございます。

次に、11ページをごらんください。

資本的収入及び支出でございます。

収入の1款、資本的収入2,000万円の減額は、工事費の確定による1項、企業債の減額でございます。

支出の1款、資本的支出525万円の減額は、1項、建設改良費、3目、資産購入費、浄水機購入差金500万円の減額が主なものでございます。

以上で議案第49号についての説明を終わります。

次に、議案第50号 平成30年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

1ページをごらんください。

第1条は総則でございます。

第2条は収益的支出の予定額を補正するものでございます。支出の第1款、工業用水道事業費用中、第1項、営業費用を46万6,000円増額、第4項、予備費を50万円減額し、支出の予定総額を2,888万1,000円に補正するものでございます。

第3条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であります。職員給与費を3万4,000円減額し、851万7,000円に改めるものでございます。

内容につきまして、補正予算明細書にてご説明申し上げます。

最後のページ、6ページをごらんください。

支出の主なものといたしましては、1款、工業用水道事業費用、1項、営業費用、1目、原水及び浄配水費、25節、動力費50万円の増額は、浄配水施設電気料の決算見込みによるもので、財源として4項、予備費から充当するものでございます。

以上で議案第50号の説明を終わります。

続きまして、議案第51号 平成30年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第2号）の説明を申し上げます。

1ページをごらんください。

第1条は総則でございます。

第2条は業務の予定量を補正するもので、項目（4）主要な建設改良事業における汚水管路建設事業を4,989万4,000円に減額し、3億1,865万2,000円に、処理場建設事業を131

万円減額し、1億1,303万7,000円に、ポンプ場建設事業を1億1,288万2,000円減額し、1,564万8,000円にするものでございます。

第3条は収益的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

収入の第1款、下水道事業収益中、第1項、営業収益を1,716万7,000円増額、第2項、営業外収益を3億926万5,000円減額し、下水道事業収益計を18億5,624万2,000円にするものでございます。

支出の第1款、下水道事業費用中、第1項、営業費用を3,803万6,000円減額し、第2項、営業外費用を1,262万7,000円増額、第3項、特別損失を47万8,000円減額し、下水道事業費用計を18億5,624万2,000円とするものでございます。

ページを返していただき、2ページをごらんください。

第4条は、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する5億7,040万1,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填するものに改め、補正するものでございます。

収入の第1款、資本的収入、第1項、企業債1億580万円を減額、第2項、一般会計出資金1億8,264万5,000円を増額、第6項、工事負担金950万8,000円を増額、第7項、国庫補助金5,645万円を減額、第8項、県補助金30万円を減額し、資本的収入計を10億6,878万3,000円とするものでございます。

支出の第1款、資本的支出中、第1項、建設改良費1億6,408万6,000円減額、第3項、企業債償還金1,400万9,000円減額し、資本的支出額を16億3,918万4,000円とするものでございます。

第5条は企業債の限度額を1億580万円減額し、3億390万円に補正するものでございます。

第6条は職員給与費を165万5,000円減額し、1億299万3,000円に改めるものでございます。

第7条は他会計からの補助金を次の3ページの記載のとおり補正するものでございます。

第8条は継続費の総額及び年割額を下水道施設長寿命化計画推進事業下市毛ポンプ場のI期工事の確定により、総額を4億3,117万円に、平成28年度から平成30年度の3カ年の年割額を記載のとおりとするものでございます。

第9条は債務負担行為を定めるものでございます。平成31年度当初より業務が発生する汚泥運搬業務委託に係わる限度額1,470万円を定めるものでございます。浄化センターともべ等から発生する脱水汚泥をひたちなか市那珂久慈浄化センター内の共同処理施設までの運搬業務でございます。

主な内容につきましては、補正予算明細書によりご説明申し上げます。

13ページをごらんください。

収益的収入及び支出の収入でございます。第1款、下水道事業収益、第1項、営業収益、1目、下水道使用料1,700万円の増額と、2項、営業外収益、4目、一般会計補助金1億9,454

万7,000円の減額は、総務省より繰出基準の統一的計算方法が提示され、再計算の結果、分流式下水道補助金及び維持管理費補助金等の変更によるものでございます。

7目の長期前受金戻入1億1,374万8,000円の減額は、減価償却費確定に伴う国庫補助金等の特定収入に対する戻入金の変更によるものが主なものでございます。

15ページをごらんください。

支出の第1款、下水道事業費用の減額の主なものといたしましては、1款、営業費用、次の16ページをごらんください、8目、減価償却費1,862万7,000円の減額は、減価償却費の確定によるものでございます。

9目、資産減耗費1,603万2,000円の減額は、工事費等の完了に伴う固定資産除却費等の確定によるものでございます。

2項、営業外費用、2目、消費税及び地方消費税1,244万2,000円の増額は、消費税の額の確定によるものでございます。

ページを返していただき、17ページをごらんください。

資本的収入及び支出の収入でございますが、第1款、下水道事業資本的収入、1項、企業債、1目、公共下水道事業債1億580万円の減額は、長寿命化計画に基づく下市毛ポンプ場の事業完了及び管路施設工事等の借入額確定によるものでございます。

第2項、第1目、一般会計出資金1億8,264万5,000円の増額は、総務省より繰出基準の統一的計算方法が提示され、再計算の結果、出資金の変更によるものでございます。

第7項、第1目、国庫補助金5,645万円の減額は、下市毛ポンプ場の事業費の確定によるもの等が主なものでございます。

次に、18ページをごらんください。

支出の第1款、下水道事業資本的支出、1項、建設改良費、1目、汚水管路建設費4,989万4,000円の減額は、入札差金等でございます。

第4目、ポンプ場建設費1億1,288万2,000円の減額は、長寿命化計画に基づき、平成28年度より平成30年度の継続費により実施してまいりました下市毛ポンプ場のポンプ規格等の見直しや入札差金等が主なものでございます。

第3項、企業債償還金、1目、1,400万9,000円の減額は、下市毛ポンプ場等の建設費の確定が主なものでございます。

以上で議案第51号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第43号ないし議案第51号までの9件につきましては、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会へ付託い

たします。

-
- 議案第52号 平成31年度笠間市一般会計予算
 - 議案第53号 平成31年度笠間市国民健康保険特別会計予算
 - 議案第54号 平成31年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
 - 議案第55号 平成31年度笠間市介護保険特別会計予算
 - 議案第56号 平成31年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
 - 議案第57号 平成31年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算
 - 議案第58号 平成31年度笠間市立病院事業会計予算
 - 議案第59号 平成31年度笠間市水道事業会計予算
 - 議案第60号 平成31年度笠間市工業用水水道事業会計予算
 - 議案第61号 平成31年度笠間市公共下水道事業会計予算

○議長（飯田正憲君） 日程第29、議案第52号 平成31年度笠間市一般会計予算ないし議案第61号 平成31年度笠間市公共下水道事業会計予算までの10件を一括議題といたします。提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第52号 平成31年度笠間市一般会計予算から、議案第61号 平成31年度笠間市公共下水道事業会計予算についての提案理由を申し上げます。

これらの議案は、一般会計のほか、特別会計5会計、企業会計4会計の平成31年度の当初予算であります。

内容につきましては、各担当部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 議案第52号 平成31年度笠間市一般会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の4ページをごらんください

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ307億7,000万円と定めるものでございます。

第2条は継続費、第3条は債務負担行為、第4条は地方債について、地方自治法の規定により定めるものでございます。

第5条は、一時借入金の借入最高額は8億円と定めるものでございます。

第6条は歳出予算の流用についての規定でございます。

12ページをごらんください。

第2表、継続費でございます。第2款、総務費、第1項、総務管理費の本庁舎大規模改

修事業につきましては、平成31年度から2カ年で総額を6億9,871万7,000円、第7款、土木費、第4項、都市計画費、多目的広場整備事業（周辺整備工事）につきましては、同じく平成31年度から2カ年で総額を4億3,000万円、第9款、教育費、第2項、小学校費、みなみ学園義務教育学校整備事業につきましては、同じく平成31年度から2カ年で総額を10億8,134万円とする継続費を設定するものでございます。

次のページをごらんください。

第3表、債務負担行為でございます。市民税賦課事務労働者派遣ほか、2件につきまして、平成31年度中に契約事務を進める必要があるため、それぞれ債務負担行為を設定するものでございます。

次のページ、14ページをごらんください。

第4表、地方債でございます。本庁舎大規模改修事業債から、次のページ15ページになりますが、臨時財政対策債まで17件、合計で33億1,800万円を限度額としてございます。

次に、歳入歳出の主なものにつきまして、ご説明申し上げます。

17ページをごらんください。

歳入歳出予算事項別明細書の1、総括の歳入でございます。

第1款、市税は、経済状況の好転による法人市民税の増や、償却資産等の増加による固定資産税の増などにより、市税全体では、前年度と比べ2億5,470万3,000円増の95億3,166万円としてございます。

第6款、地方消費税交付金につきましては、本年10月1日に消費税が8%から10%へ引き上げが予定されておりますが、消費動向や交付時期等を勘案し、13億2,666万8,000円を見込んでございます。

第10款、地方交付税は58億円で、前年度と同額としてございます。地方交付税のうち、普通交付税は平成28年度から合併算定がえの縮減期間に入り、平成31年度は5年間の激変緩和期間の4年目に当たり、上乘せ分が7割減額算定されることとなりますが、国全体の交付総額が地方財政計画で若干の増が見込まれること等を勘案いたしまして、前年同額としているところでございます。

第14款、国庫支出金は障害福祉や児童福祉、生活保護等民生費関連の国の負担金の増や、みなみ学園義務教育学校整備に充てる公立学校施設整備費負担金の増などにより、前年度と比べ、1億7,050万2,000円の増、41億9,562万2,000円としてございます。

18ページをごらんください。

第18款、繰入金のうち、基金繰入金については、それぞれの特定目的基金の設置目的に沿った事業の充当財源として繰り入れをしており、主なものといたしましては、本庁舎大規模改修事業に庁舎建設基金より5,233万6,000円の繰り入れを予定しております。

また、財源不足等につきましては、財政調整基金から昨年度より1億5,000万円減の8億円を繰り入れ、繰入金全体では、1億93万7,000円増の15億8,094万6,000円としてございま

す。

第21款、市債では、道の駅整備事業や、みなみ学園義務教育学校整備事業等により、市債全体で2億620万円増の33億1,800万円としてございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、平成31年度の新規事業あるいは拡充した事業を中心に、主なものについてご説明とさせていただきます。

59ページをごらんください。

第2款、総務費、第1項、総務管理費、5目、財産管理費で、議会行政棟につきましては、築後36年が経過し、施設の老朽化が進んでいるため、改修事業を2カ年の継続事業とし、15節、工事請負費2億6,806万1,000円、18節、備品購入費3,533万7,000円のうち1,658万5,000円などを計上してございます。

77ページをごらんください。

平成31年度に予定されている選挙についてでございますが、第4項、選挙費、2目、参議院議員通常選挙費といたしまして、4,000万4,000円を計上してございます。

次に、81ページをごらんください。

第3款、民生費、第1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費で、消費税改定に伴う低所得者や子育て世帯向けプレミアム付商品券事業の経費として、13節、委託料で、商品券販売業務等委託料1,164万4,000円を計上してございます。

92ページをごらんください。

第2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費でございますが、本年4月から、認定かさまこども園、いなだこども園の運営が公立から民営事業者に移行され、19節、負担金補助及び交付金で、民間認定こども園入園負担金10億1,973万円を計上してございます。

101ページをごらんください。

第4款、衛生費、第1項、保健衛生費、2目、予防費で、任意予防接種となっているロタ、おたふくかぜ、風疹について、新たに接種費用を助成対象に加え、13節、委託料で予防接種委託料1億4,717万円を計上してございます。

119ページをごらんください。

第5款、農林水産業費、第1項、農業費、7目、道の駅整備事業費で、用地の買収や造成工事費用など8億5,840万3,000円を計上してございます。

127ページをごらんください。

第6款、商工費、第2項、観光費、2目、観光振興費で、笠間市台湾交流事務所と連携いたしました台湾からの誘客などを図るため、13節、委託料で、台湾交流事業委託料1,592万円を計上してございます。

134ページをごらんください。

第7款、土木費、第2項、道路橋梁費、4目、幹線道路整備費において、南友部平町線

ほか3路線の整備といたしまして、15節、工事請負費に道路新設改良工事費2億6,546万円、17節、公有財産購入費に1,055万円を計上してございます。

138ページをごらんください。

第4項、都市計画費、3目、公園費で、畜産試験場跡地に計画されております多目的広場整備事業に伴い、13節、委託料で、設計業務委託料3,747万1,000円、また、進入路等の整備を進めるため、15節、工事請負費で、多目的広場等工事費1億7,200万円を計上してございます。

147ページをごらんください。

第8款、消防費、第1項、消防費、4目、災害対策費で、災害時における停電対策といたしまして、拠点避難所に指定されてございます友部小学校及び稲田中学校にソーラー発電街路灯を整備するため、15節、工事請負費1,069万2,000円を計上してございます。

157ページをごらんください。

第9款、教育費、第2項、小学校費、3目、学校建設費で、みなみ学園低学年校舎整備事業といたしまして、13節、委託料に、監理業務委託料798万4,000円、15節、工事請負費に施設整備工事費4億564万8,000円、また、学校環境の改善を図るため、小学校3校のトイレ改修を行うため、13節、委託料に設計業務委託料640万6,000円を計上してございます。

173ページをごらんください。

第6項、保健体育費、1目、保健体育総務費、19節、負担金補助及び交付金に、本年度開催される第74回国民体育大会いきいき茨城ゆめ国体に伴う運営費といたしまして、茨城国体実行委員会負担金1億8,000万円を計上してございます。

179ページをごらんください。

第12款、諸支出金、第1項、公営企業費、1目、病院事業支出金、19節、負担金補助及び交付金で、旧市立病院解体費補助金1億円を計上するものでございます。

以上で平成31年度笠間市一般会計予算の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 議案第53号 平成31年度笠間市国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

199ページをごらんください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億100万円と定めるものでございます。

第2条では、一時借入金の最高額を3億円と定めるものでございます。

第3条では、歳出予算の各項の経費の流用について定めております。

歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書総括によりご説明申し上げます。

初めに歳入ですが、205ページをごらんください。

1款、国民健康保険税17億3,624万3,000円は一般被保険者及び退職者被保険者の保険税

で、前年度比較 1 億8,420万1,000円の減は被保険者数の減少等によるものでございます。

4 款、県支出金51億3,772万4,000円は保険給付費等交付金で、前年度比較 4 億2,682万1,000円の減においても被保険者数の減少等によるものでございます。

6 款、繰入金 6 億7,730万5,000円は一般会計からの繰入金で、前年度比較2,153万6,000円の減は主に保険基盤安定事業費繰入金の減額によるものでございます。

次に、歳出ですが、206ページをごらん願います。

2 款、保険給付費50億4,140万2,000円は被保険者及び退職被保険者の療養給付費等でございます。

3 款、国民健康保険事業費納付金22億9,618万1,000円は茨城県から示された納付金でございます。

5 款、保健事業費8,635万1,000円は特定健診委託料及び人間ドック等健診補助金で、前年度比較541万4,000円の増は、糖尿病性腎症重症化予防事業の実施によるものでございます。

以上で議案第53号の説明を終わります。

次に、議案第54号 平成31年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

231ページをごらんください。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億4,400万円と定めるものでございます。

歳入歳出の主なものにつきましては、事項別明細書総括によりご説明申し上げます。

235ページをごらん願います。

初めに、歳入ですが、1 款、後期高齢者医療保険料 6 億3,972万4,000円は特別徴収及び普通徴収保険料で、前年度比較3,882万1,000円の増は被保険者数の増加によるものでございます。

4 款、繰入金 1 億8,726万4,000円は一般会計からの繰入金で、前年度比較38万3,000円の減は主に事務費繰入金の減額によるものでございます。

次に、236ページをごらん願います。

歳出でございますが、2 款、後期高齢者医療広域連合納付金 8 億1,934万5,000円は茨城県後期高齢者医療広域連合に支払う納付金で、前年度比較4,375万2,000円の増は、被保険者数の増加によるものでございます。

4 款、保健事業費1,648万5,000円は高齢者健診委託料及び人間ドック等健診補助金で、前年度比較26万4,000円の減は主に電算業務委託料の減額によるものでございます。

以上で議案第54号の説明を終わります。

続きまして、議案第55号 平成31年度笠間市介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

245ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億3,200万円と定めるものでございます。

第2条は、債務負担する行為の事項・期間・限度額を定めております。

第3条では、一時借入金の借り入れ最高額を2億円と定めるものです。

第4条では、歳出予算の各項の経費の流用について定めております。

事項別明細書についてご説明申し上げます。

252ページをお開きください。

初めに、歳入でございますが、1款、保険料14億5,432万2,000円につきましては、65歳以上の第1号被保険者の保険料でございます。

3款、国庫支出金14億7,589万円は、介護給付費及び地域支援事業費に対する国の負担金及び補助金でございます。

4款、支払基金交付金16億8,199万5,000円は、40歳から64歳までの第2号被保険者からの介護納付金に係わる支払い基金からの交付金でございます。

5款、県支出金の9億2,683万4,000円は、介護保険法に定める介護給付費及び地域支援事業費に対する県の負担金及び補助金でございます。

7款、繰入金9億8,686万9,000円は、介護給付費や地域支援事業費、人件費等に対する一般会計からの繰入金でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

253ページをお開きください。

1款、総務費1億7,715万1,000円は、介護保険制度の運営に係る人件費及び事務費でございます。

2款、保険給付費60億7,037万9,000円は、在宅及び施設での介護サービス及び介護サービス予防に対する給付費でございます。

4款、地域支援事業費2億6,240万4,000円は、介護予防生活支援サービス事業費や包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費2事業費等でございます。

5款、基金積立金1,995万2,000円は、介護保険料の平準化を図るために設置した介護給付費準備基金への積立金でございます。

以上で議案第55号の説明を終わります。

次に、議案第56号 平成31年度笠間市介護サービス事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

285ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,200万円と定めるものでございます。

第2条では、歳出予算の各項の経費の流用について定めるものでございます。

歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書総括により説明いたします。

289ページをお開き願います。

初めに、歳入でございますが、1款、サービス収入1,871万7,000円につきましては、介護予防給付のケアプラン作成収入でございます。

次に、290ページ、歳出でございます。

1款、総務費1,182万8,000円は主に人件費でございます。

2款、サービス事業費981万8,000円はケアプラン作成の委託料でございます。

以上で議案第56号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 上下水道部長市村勝巳君。

○上下水道部長（市村勝巳君） 議案第57号 平成31年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の302ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億1,200万円と定めるものでございます。

第2条は、地方債の目的、限度額等について、第3条は一時借入金の最高額を2億円と定めるものでございます。

第4条では、歳出予算各項目の経費の流用について定めております。

303ページをごらん願います。

第1表の歳入歳出予算で主なものについてご説明申し上げます。

まず、歳入ですが、1款、分担金及び負担金1,831万5,000円は友部北部地区の工事分担金でございます。

2款、使用料及び手数料7,353万円は主に農業集落排水使用料でございます。

3款、国庫支出金1億5,000万円及び4款、県支出金3,322万円は、農業集落排水事業に対する国県からの補助金でございます。

5款、繰入金3億3,403万4,000円は、償還金及び工事費に充当するため、一般会計からの繰り入れでございます。

8款、市債1億9,790万円は、友部北部Ⅱ期地区の整備事業に充てるための借り入れでございます。

次の304ページをごらんください。

歳出でございます。

第1款、農業集落排水事業費、1項、農業集落排水施設管理費1億2,253万4,000円の主なものは、各処理施設の汚泥処理手数料、管理委託料、修繕工事費などでございます。

2項、農業集落排水施設建設費3億9,768万6,000円の主なものは、友部北部Ⅱ期地区の整備に関する費用でございます。

次に、2款、公債費2億9,078万円は農業集落排水事業債の償還金でございます。

次の305ページ、第2表、地方債につきましては、友部北部Ⅱ期地区の整備費用として1億9,790万円を限度に定め、起債の方法及び利率、また、償還の方法につきましては、記載

のとおりでございます。

以上で議案第57号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 市立病院事務局長友水邦彦君。

○市立病院事務局長（友水邦彦君） 議案第58号 平成31年度笠間市立病院事業会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

328ページをお願いいたします。

第2条の業務の予定量でございますが、年間患者数では、入院を延べ9,490人、外来を延べ2万6,510人とし、1日平均患者数では、入院を26人、外来を110人とするものでございます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入の第1款、病院事業収益の総額を9億7,428万8,000円とし、支出の第1款、病院事業費用の総額を11億2,751万1,000円とするものでございます。

収入の1項、医業収益7億8,774万5,000円は、主に入院・外来収益を計上し、2項、医業外収益1億8,654万円は他会計補助金などを計上するものでございます。

支出の1項、医業費用9億8,965万9,000円は、医薬品や経費及び減価償却費並びに資産減耗費などを計上するものでございます。

2項、医業外費用の1億3,684万8,000円は、旧市立病院の解体費、病児保育運営費並びに地域医療センター施設管理費などを計上するものでございます。

次に、第4条の資本的収入及び支出の予定額でございますが、収入につきましては、第1款、資本的収入を4,797万9,000円とし、支出につきましては、第1款、資本的支出を6,986万3,000円とするものでございます。

最初に、収入の1項、企業債を150万円、2項、出資金を4,647万9,000円計上し、支出では、1項、建設改良費を300万9,000円、2項、企業債償還金を6,685万4,000円計上するものでございます。

次に、329ページをお願いいたします。

第5条の企業債につきましては、病院事業債の限度額を150万円と定め、第6条の一時借入金につきましては、限度額を2億円と定めるものでございます。

第7条は、予定支出の各項の金額の流用、第8条には、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、330ページです、第9条には、他会計からの補助金をそれぞれ掲載しております。

第10条は、棚卸資産の購入限度額を1億3,388万円と定めるものでございます。

以上で議案第58号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 上下水道部長市村勝巳君。

○上下水道部長（市村勝巳君） 議案第59号 平成31年度笠間市水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の362ページをお開き願います。

第1条は総則でございます。

第2条、業務の予定量は記載のとおりでございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、収入からでございます。

第1款、水道事業収益が18億2,513万1,000円でございます。内訳としまして、第1項、営業収益16億1,966万9,000円は、主に水道使用量及び加入金でございます。

第2項の営業外収益2億545万8,000円は、主に高料金に対する補助金などの他会計補助金及び長期前受金戻し入れでございます。

次に、右横になります。支出でございます。

第1款、水道事業費用は17億1,230万円で、主な内訳といたしましては、第1項、営業費用16億3,564万7,000円の主なものは、水道水の供給費用、県水の受水費及び減価償却費等でございます。

第2項、営業外費用6,134万9,000円は企業債の利息及び消費税でございます。

なお、第4項に予備費としまして1,500万円を計上しております。

第4条、資本的収入及び支出の予定額でございますが、資本的収入が資本的支出に対して不足する額3億9,157万4,000円は、当該年度分消費税及び地方消費税、資本的支出調整額1,512万2,000円、過年度分損益勘定留保資金3億7,645万2,000円で補填するものであります。

次の363ページをごらんください。

まず、収入です。

第1款、資本的収入は9,312万6,000円でございます。内訳としまして、第1項、企業債7,000万円は石綿管更新事業に充てるための借り入れでございます。

第2項、他会計出資金552万1,000円は広域化対策による一般会計出資金でございます。

第3項、他会計負担金291万6,000円は消火栓設置に係わる一般会計負担金でございます。

第4項、工事負担金1,468万8,000円は下水道及び農業集落排水工事に伴う水道の移設補償工事負担金でございます。

次に、支出でございます。

第1款、資本的支出は4億8,470万円で、内訳ですが、第1項、建設改良費2億1,247万3,000円は、排水管布設、石綿管の布設がえ、公共工事に伴う布設がえ補償工事等でございます。

第2項、企業債償還金2億7,222万7,000円は企業債の償還金であります。

第5条、企業債につきましては、石綿管布設がえ工事の費用として起債限度額を7,000万円とし、起債の方法及び利率、また、起債の方法については、記載のとおりでございます。

第6条は一時借入金の限度額を1億円に、第7条は予定支出の各項の経費の金額の流用について定めるものでございます。

364ページをごらんください。

第8条は、議会の議決を経なければ流用できない経費として職員給与費を、第9条は一般会計からの負担金、補助金及び出資金の設定をそれぞれ記載のとおり設定するものであります。

第10条は、棚卸資産の購入限度額を600万円と定めるものでございます。

以上で議案第59号についての説明を終わります。

続きまして、議案第60号 平成31年度笠間市工業用水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

400ページをお開き願います。

第1条は総則でございます。

第2条の業務の予定量は記載のとおりでございます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額につきまして、収入から第1款、工業用水道事業収益2,935万3,000円でございます。

主なものといたしましては、第1項、営業収益2,897万1,000円は水道使用料でございます。

次に、右横の支出になります。

第1款、工業用水道事業費用は2,887万3,000円で、内訳としまして、第1項、営業費用2,686万8,000円の主なものといたしましては、原水、浄水及び配水費用、また、減価償却費などがございます。

第2項、営業外費用100万1,000円は、消費税及び地方消費税でございます。

なお、第4項に予備費として100万円を計上しております。

第4条資本的収入及び支出の予定額でございますが、資本的収入が資本的支出に対して不足する額4,174万2,000円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額309万2,000円、過年度分損益勘定留保資金3,865万円で補填するものでございます。

支出の第1款、資本的支出4,174万2,000円は、第1項、建設改良費の取水施設更新に伴う工事費等であります。

ページを返していただきまして、401ページをごらんください。

第5条は予定支出の各項の経費の金額の流用について定めるものでございます。

第6条、議会の議決を経なければ流用できない経費として職員給与費を設定するものであります。

第7条、棚卸資産の購入限度額を100万円と定めるものであります。

以上で議案第60号についての説明を終わります。

続きまして、議案第61号 平成31年度笠間市公共下水道事業会計予算について説明申し上げます。

予算書は425ページをお開き願います。

第1条は総則でございます。

第2条、営業の予定量は記載のとおりでございます

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、収入からでございます。

第1款、下水道事業収益が18億4,410万9,000円でございます。内訳としまして、第1項、営業収益6億4,311万2,000円は主に下水道使用料でございます。

第2項の営業外収益12億99万7,000円は、主に他会計補助金及び長期前受金戻し入れでございます。

次に、右横の支出でございます。

第1款、下水道事業費用は18億4,410万9,000円で、内訳としまして、第1項、営業費用15億8,586万円の主なものは、各浄化センター、ポンプ場の維持管理及び減価償却費等でございます。

第2項、営業外費用2億4,814万9,000円は企業債の利子及び消費税でございます。

第3項、特別損失10万円は、過年度損益修正損受益者負担金過誤納還付金等でございます。

なお、第4項に予備費としまして1,000万円を計上しております。

第4条、資本的収入及び支出の予定額でございますが、資本的収入が資本的支出に対して不足する額5億5,852万2,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

426ページをお開き願います。

収入になります。

第1款、資本的収入は14億7,530万5,000円でございます。内訳としまして、第1項、企業債8億9,910万円は下水道工事に充当するための4億9,910万円と、資本費平準化債4億円でございます。

第2項、一般会計出資金2億5,163万1,000円は主に企業債元金償還に係わるものでございます。

第6項、工事負担金4,932万4,000円は受益者からの負担金収入でございます。

第7項、国庫補助金2億7,400万円、第8項、県補助金125万円は公共下水道事業に対する補助金でございます。

次に、支出でございます。

第1款、資本的支出は20億3,382万7,000円で、内訳としまして、第1項、建設改良費8億2,101万6,000円は、下水道管の布設がえ及び布設またはストックマネジメント計画に基づく実施設計委託や、汚水処理施設増設の委託費が主なものでございます。

第3項、企業債償還金12億1,281万1,000円は企業債の元金償還であります。

第5条は継続費の設定でございます。企業誘致等に伴う汚水量の増加に対応すべく、浄化センターともべ水処理施設増設事業に際し、事業費総額を14億5,600万円、平成31年度か

ら平成33年度の3カ年事業としまして年割額を記載のとおり定めるものでございます。

第6条は、企業債につきましては、公共下水道事業の費用として企業債限度額を4億9,910万円に、借入金の一部を将来に繰り延べするための資本的平準化債の限度額を4億円とし、起債の方法及び利率、また、償還の方法については記載のとおりでございます。

第7条は一時借入金の限度額を8億円に、第8条は予定支出の各項の経費の金額の流用について定めるものでございます。

427ページをごらんいただきたいと思います。

第9条は議会の議決を経なければ流用できない経費を、第10条は一般会計からの負担金、補助金及び出資金についての設定でございます。

以上で議案第61号について説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

散会の宣告

○議長（飯田正憲君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は3月1日午後2時から開会いたします。また、同日の午前10時から各常任委員会を開きますので、ご参集お願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後3時50分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 飯 田 正 憲

署 名 議 員 内 桶 克 之

署 名 議 員 田 村 幸 子